

青森大学自己点検・評価報告書
(令和 7 年度)

自己点検・評価の趣旨

青森大学学長 澁谷 泰秀

大学が教育研究等の活動の質を高め、活性化を図り、使命を達成するためには、大学自らが継続的な自己点検・評価を行い、改善への努力を続けていくことが不可欠である。

平成3年及び平成11年の大学設置基準の改正により、大学の教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について大学自らが点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられた。さらに、平成14年の学校教育法の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表は、法律上の義務となった。併せて、大学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられた。

青森大学は、平成11年に最初の自己点検・評価報告書を作成し、平成14年に第2回の自己点検・評価報告書を作成した。平成22年に日本高等教育評価機構に提出した自己評価報告書も自己点検・評価の報告書と位置づけることができる。

平成24年度、青森大学は、毎年度の大学の活動について、自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決めた。この方針に基づき、平成22年度設置の青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会（学長が委員長）の下、平成24年度の報告書を作成するとともに、平成25年度以降、各年度の報告書を作成している。

なお、平成28年度には日本高等教育評価機構に自己点検評価書を提出し、適合の評価を得ている。

令和5年度には、「青森大学における内部質保証の方針」を定め、同方針に掲げた内部質保証のプロセスに自己点検・評価報告書の作成を組み入れ、教育の改善・向上と大学運営の改善・向上がより確実に行えるようにした。

令和6年度には日本高等教育評価機構に自己点検評価報告書を提出し、適合を得ている。

青森大学は、1968年度の設立以降、地域社会に根ざし、地域とともに生きる大学として実績を上げてきているが、さらに充実・発展していくためには、少子高齢化の進展や地球規模での経済社会の変貌の中で、教育研究活動等の刷新を常に続けていくことが必要である。崎谷名誉学長は、平成24年4月、学長に就任して、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、基本に返り、原点を大切に、時代を先取りする不断の改革努力によって、大学の魅力を高め、学生が生き生きと能動的に学ぶ大学にしていこうと呼びかけ、全ての教職員の力を結集し、地域貢献活動の充実、教育課程、教育方法の改革を進めてきた。

現在は、「青森大学ルネッサンス」を継承して「学生が輝く大学」を掲げて、目標や計画に照らし、具体的にどのような活動が実施できているか、総合的、体系的に整理しつつ点検し評価して、次の改善へつなげている。

令和7年度の報告書は、日本高等教育評価機構が定めた第4期評価システムにおける評価基準に基づいて作成した。本報告書は各部署が協力してまとめたものであるが、今後の改善のためにも、皆様から忌憚のないご批判、ご意見をいただければ幸いである。

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	15
基準 4. 教育課程	28
基準 5. 教員・職員	37
基準 6. 経営・管理と財務	45
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	54
基準 A. 地域とともに生きる大学	54
基準 B. 学生中心の大学	58
基準 C. 研究活動の活性化と教育	62
基準 D. 教員養成課程	66
基準 E. データサイエンス・AI リテラシープログラム	70

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

青森大学の建学の精神と使命・目的

青森大学（以下、「本学」という。）は、1968年に開設された。創立当初は、経営学部のみであったが、現在では社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部を加え、文系、理系の4学部の総合大学である。青森大学の設置者は、学校法人青森山田学園（以下、「本学園」という。）である。本学園の前身は1918年に発足した山田きみ裁縫教授所である。教育の理念として、「誠実、勤勉、純潔、明朗」を掲げ、地域の子弟、特に女性に対し、手に職を付けさせるとともに、自立して地域社会で生きることができる力を付けさせるための教育を行った。

その後、1948年に青森山田高等学校が開設され、1962年に青森短期大学が開設された。青森大学が開設されたのは、第二次世界大戦後のベビーブーム世代が次々に高校を卒業し、大学への進学率の上昇が著しい頃の1968年である。基本には、地域の期待に応えて、青森県を中心とする若者を大学に受け入れ、青森県をはじめとする我が国において、科学技術の進展や経済の発展に貢献できる人材を育てていこうとする考え方があった。

本学園が設置してきた全ての学校（大学を含む）を貫く建学の精神が地域の子弟を受け入れ育て、社会に有為な人材を送り出すことであることは、疑いがない。およそ私学は建学の精神を持ち独自の気風を育てており、本学園全体そして本学にとって、「地域とともに生きる」ことが原点である。

本学の使命・目的は、本学学則（以下、「学則」という。）に明記するとおり、「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第1条第1項）である。本学は、学問の府にふさわしい教育研究と人材養成により、文化の発展及び人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資する大学として、すなわち地域社会に貢献し、地域社会とともに生きる大学とし開設された。この基本は、今日も変わらない。

青森大学の基本理念

学則が示す使命・目的に基づき、大学創立時には経営学部を開設した。

その後、本学が社会学部、工学部、ソフトウェア情報学部、薬学部、大学院環境科学研究科等の増設を行い、総合大学へと発展していき、また、大学への進学率が上昇していくに伴い、幅広い能力や個性を有する学生が入学してくるようになった。

このような状況の中、4学部に共通する大学全体としての基本理念が、主として教育の在り方に関して明確になってきた。本学の基本理念は、2009年度に明文化され、2012年12月7日付けで学則に加えられた。学則に示されている基本理念（第1条第2項）は、次のとおりである。

- 1 青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けさせるための実践的な教育を行う。
- 2 教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に

引き出すための親身な指導を行う。

- 3 大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

青森大学の個性・特色等

2012 年 4 月に就任した崎谷康文学長（現名誉学長）は、学生に身に付けてほしい 3 つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示した。この考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、2013 年度から新しい教養教育課程「青森大学基礎スタンダード」を展開し、「地域貢献演習」や「ねぶた学」等を導入・発展させてきた。崎谷名誉学長が示した 3 つの力は、学則に定める基本理念の 3 項目と対応し、また、基本理念を補完している。すなわち、基本理念の第 1 項は、学生に身に付けさせるべき教育内容として、人間性と確かな教養、基礎学力と社会に役立つ実践的な能力を示しており、このことは、崎谷名誉学長が提示する生涯をかけて学び続ける力を身に付けさせることにつながる。基本理念の第 2 項は、教員と学生のコミュニケーションと親身な指導という教育方法を示しており、このような指導により、学生が社会において適切な人間関係を築くことができる力を備えさせることができる。基本理念の第 3 項は、大学の教育研究活動が地域と緊密な連携をとり、地域社会から愛される大学となることを謳っており、このことは、学生が社会において自分が果たすべき役割を自覚していくこと、自分自身を見据え、確かめていき、広く発信していくことに結びつく、と考える。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、学校法人青森山田学園に属する。本学園の前身は、1918 年に発足した山田きみ裁縫教授所である。1948 年に青森山田高等学校を開設し、これに伴って、1951 年、本学園は、学校法人青森山田学園と名称を変更し認可された。1962 年、本学園は、青森短期大学を開設した。

1968 年に、青森市初めての 4 年制大学として青森大学を開設し、経営学部経営学科を設置した。1981 年に社会学部社会学科を、1992 年に工学部（電子情報工学科、情報システム工学科、生物工学科）を、1997 年に経営学部産業学科、社会学部に社会福祉学科を、そして 1999 年に大学院環境科学研究科（環境管理学専攻、環境教育学専攻）を設置した。

2004 年、工学部生物工学科を改組して薬学部医療薬学科を設置し、工学部の電子システム工学科と情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科を設置した。2006 年から、薬学部 6 年制がスタートし、学科名を薬学科に変更した。2012 年、大学院環境科学研究科を募集停止とし、社会学部は、社会福祉学科を廃止して社会学科 1 学科に統合した。2013 年、大学院環境科学研究科を廃止した。また、同年、青森短期大学を廃止した。

2017 年度より、経営学部の名称を総合経営学部に変更した。

2019 年度より、本学東京キャンパスに総合経営学部を設け、翌 2020 年度には同東京キ

キャンパスに社会学部・ソフトウェア情報学部を増設した。2022 年度より、本学むつキャンパスに総合経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部を設けた。

青森大学の沿革

昭和41（1966）年 4 月	青森大学校舎完成（5,354m ² ）
昭和43（1968）年 4 月	青森大学経営学部・経営学科開設 入学定員 100 人
昭和54（1979）年 8 月	青森大学体育館新設（1,386m ² ）
昭和56（1981）年 4 月	青森大学社会学部・社会学科開設 入学定員 100 人 青森大学 3 号館建築完成（2,401m ² ） 青森大学 4 号館（含む図書館）建築完成（2,760m ² ）
昭和59（1984）年 6 月 7 月 9 月 10 月	青森大学研究室増設（378m ² ） 青森大学合宿所新設（581m ² ） 青森大学相撲道場新築（158m ² ） 青森大学雲谷ヒュッテ新築（576m ² ）
昭和61（1986）年 12 月	青森大学食堂増改築（223m ² ）
平成3（1991）年 4 月	経営学部臨時定員 80 人、社会学部臨時定員 80 人
平成4（1992）年 1 月 4 月	青森大学 5 号館建築完成（8,820m ² ） 青森大学工学部開設 電子情報工学科入学定員 45 人、情報システム工学科入学定員 45 人、生物工学科入学定員 45 人
平成6（1994）年 10 月	青森大学第二体育館（正徳館）完成（3,179m ² ）
平成7（1995）年 4 月	青森大学研究棟完成（1,061m ² ）
平成8（1996）年 3 月	青森大学クラブ室完成（580m ² ） スチューデントプラザ学生会館完成（8,073m ² ）
平成9（1997）年 4 月 7 月 12 月	経営学部・産業学科開設 入学定員昼間主コース 80 人 同夜間主コース 20 人 編入定員 20 人 経営学科入学定員を 100 人から 80 人に変更 社会学部・社会福祉学科開設 入学定員 100 人 青森大学 6 号館（大講義室・実験実習室）完成（2,161m ² ） 青森大学 7 号館（研究室・ゼミ室）完成（1,366m ² ） 新図書館完成（1,000m ² ） レストラン完成（814m ² ） 青森大学ヒュッテ完成（429m ² ）
平成11（1999）年 3 月 4 月	青森大学大学院研究棟完成 A 棟（研究室 416m ² ）B 棟（研究室 303m ² ）C 棟（研究室 291m ² ） 青森大学大学院環境科学研究科開設 環境管理学専攻入学定員 10 人 環境教育学専攻入学定員 10 人
平成14（2002）年 4 月	経営学部・産業学科の名称を産業デザイン学科に変更 工学部・電子情報工学科の名称を電子システム工学科に変更
平成15（2003）年 3 月	社会学部・社会福祉学科に介護福祉養成施設等指定認可

	4 月	社会学部・社会福祉学科の入学定員を 100 人から 150 人に変更
平成16（2004）年	4 月	経営学部・産業デザイン学科の名称をビジネス情報学科に変更 工学部・生物工学科を改組して、薬学部・医療薬学科（入学定員 100 人）を開設 工学部・電子システム工学科、情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科（入学定員 60 人）を開設
平成18（2006）年	4 月	薬学部 6 年制スタート これに伴い医療薬学科の名称を薬学科に変更 薬学部の定員を 100 人から 120 人に変更
平成20（2008）年	4 月	経営学部・経営学科の入学定員を 100 人から 120 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 150 人から 130 人に変更
	8 月	経営学部・ビジネス情報学科廃止
平成21（2009）年	3 月	工学部廃止
	4 月	経営学部・経営学科の入学定員を 120 人から 130 人に変更 社会学部・社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更 薬学部・薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更 ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更
平成24（2012）年	3 月	大学院環境科学研究科募集停止
	4 月	社会学部は社会福祉学科を募集停止して社会学科 1 学科に統合
平成25（2013）年	3 月	大学院環境科学研究科廃止
	4 月	経営学部の入学定員を 130 人から 100 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 40 人に変更
平成28（2016）年	4 月	社会学部の入学定員を 90 人から 70 人に変更
平成29（2017）年	4 月	経営学部の名称を総合経営学部に変更
平成30（2018）年	4 月	青森大学開学 50 周年
平成31（2019）年	4 月	薬学部の入学定員を 90 人から 70 人に変更 総合経営学部の入学定員を 100 人から 110 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 40 人から 50 人に変更 青森大学 東京キャンパス 総合経営学部 開設 青森ねぶた健康研究所を開設
令和2（2020）年	4 月	青森大学 東京キャンパスに社会学部、ソフトウェア情報学部増設
令和4（2022）年	4 月	青森大学 むつキャンパス 総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部開設
令和5（2023）年	4 月	総合経営学部の入学定員を 110 人から 130 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 70 人に変更 薬学部の入学定員を 70 人から 50 人に変更

2. 本学の現況

・大学名

青森大学

・所在地

青森県青森市幸畑 2 丁目 3 番 1 号

東京都江戸川区清新町 2 丁目 10 番 1 号

青森県むつ市金谷 1 丁目 10 番 1 号

・学部構成

総合経営学部	経営学科
社会学部	社会学科
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

・学生数、教員数、職員数

学生数（2025 年 5 月 1 日現在）

学 部	学 科	在 籍 学 生 数						計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
総合経営学部	経営学科	144	136	126	109	—	—	515
社会学部	社会学科	58	51	66	67	—	—	242
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	72	67	57	53	—	—	249
薬学部	薬学科	29	33	42	33	27	54	218
合 計		303	287	291	262	27	54	1224

教員数（2025 年 5 月 1 日現在）

学 部	学 科	専任教員数					助 手	設置基 準上必 要人数	兼任 教員数	兼任 教員数
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計				
総合経営学部	経営学科	12	3	2	1	18	0	14	—	34
社会学部	社会学科	18	3	2	0	23	0	14	—	11
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	11	4	1	1	17	0	14	—	10
薬学部	薬学科	15	6	5	4	30	1	28	—	21
大学設置基準上大学全体の 収容定員に応じて必要とさ れる専任教員数								17		

合計	56	16	10	6	88	1	87	—	76
----	----	----	----	---	----	---	----	---	----

職員数（2025 年 5 月 1 日現在）

所属名	専任職員	パート（アルバイト含む）
大学	54	9

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

本学の基本理念は、大学が作成した冊子やホームページなどにより、学内外に広く開示している【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】。学則に明記している本学の使命・目的、基本理念は、青森・東京・むつキャンパスの全ての教職員に周知されている。式典や行事において、本学の使命・目的、基本理念及びそれらに基づく教育方針について、次第に掲載するとともに学長が言及している【資料 1-1-3】。また、青森・東京・むつキャンパスの全ての新入生のオリエンテーションにおいて、学部長、学科長などが本学の使命・目的、基本理念を説明している。さらに、使命・目的、基本理念を記載した「青森大学学生生活ガイドブック」を、青森・東京・むつキャンパスの全ての教職員及び学生に配布している【資料 1-1-4】。

本学の基本理念の 3 項目は、学生が集う場所など 13 か所（青森キャンパス 8 か所、東京キャンパス 3 か所、むつキャンパス 2 か所）に掲示しており、教職員及び学生、さらに来訪者にも周知を図っている【資料 1-1-5】。

令和 7 年 9 月に行われた第 2 回定例理事会及び第 2 回評議員会において、基本理念及び教育研究上の目的が学長より報告され、意見を求めた【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-1】 青森大学ホームページ（学則）

【資料 1-1-2】 青森大学案内（2025 年）

【資料 1-1-3】 2025 年度学位記授与式次第

【資料 1-1-4】 青森大学学生生活ガイドブック 2025

【資料 1-1-5】 青森大学の理念揭示場所

【資料 1-1-6】 令和 7 年度第 2 回青森山田学園定例評議員会議事録

【資料 1-1-7】 令和 7 年度第 2 回青森山田学園定例理事会議事録

1-1-②中期的な計画への反映

本学の中期的な計画は、本学の使命・目的を具体化した基本理念に基づいて構築された

ディプロマ・ポリシー及び学則に明文化されている人材養成に関する目的と教育研究上の目的等の実現を目指す、方向性や課題への計画的な対応を示す内容となっている【資料 1-1-8】。

また、本学の中期的計画には、使命・目的、基本理念及び各学部の人材養成に関する目的、教育研究上の目的を記載するとともに、SWOT 分析等に基づきこれらを実現するための具体的な取組みが示されていることから、使命・目的及び教育目的等は中期的計画に反映されている。

基本方針として「地域とともに生きる大学」及び「学生中心の大学」を掲げ、改革を進めていることを記述している。また、ブランドイメージとして「学生が輝く大学」を基軸に FD・SD、広報及び内部質保証等の活動を進めていくことも記述している。

<エビデンス集>

【資料 1-1-8】青森大学の中期的計画（令和 7～令和 11 年度）

1-1-③三つのポリシーへの反映

2016 年 12 月に、青森大学の 3 つのポリシー（「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」）を改訂し、2017 年 4 月から施行している。この 3 つのポリシーにおいて、本学が「地域とともに生きる大学」かつ「学生中心の大学」として、学則第 1 条の「有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資すること」を目指すこと、専門的知識・技能を身に付け、かつ、「未来を拓く実践力」を培うため、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の 3 つの力を備えた人物に学位を授与すること等を記述しており、3 つのポリシーの実現に向けた対応を進めている【資料 1-1-9】。また、3 つのポリシーは教授会の審議事項として規定されていることから、各学部内の審議においても 3 つのポリシーへの反映が確認されるシステムとなっている【資料 1-1-10】【資料 1-1-11】。

このように、本学の使命・目的及び教育目的は、3 つのポリシー等に明確に反映されている。

<エビデンス集>

【資料 1-1-9】青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）

【資料 1-1-10】2025 年度教授会議事録（3 つのポリシーの改正に関するもの）

【資料 1-1-11】2025 年度大学運営会議議事録（3 つのポリシーの改正に関するもの）

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を達成するために、教育目的に沿って 4 つの学部を設置し、3 ポリシー等に基づいた教育課程の編成を行っている。また全学的組織及び各学部の組織等を設置して、相互に関連性を持って適切に機能させている。具体的には、各学部の委員で構成される全学的な委員会やセンターなどの組織を設置している。これらの組織の中で、教務委員会、学生委員会及び入学者選抜・継続支援管理委員会等は教育に関連した機能を担って

いる。教務委員会の下に置かれた学部教務委員会が、教育課程単位で教育目的に沿った運用を担保している。

研究に関しては総合研究所を設置し、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な教授研究を行い、その成果を地域社会に還元し文化の向上と活性化に貢献することを目的として運営している。

各学部にわたる全学的な教学マネジメントなど大学運営の基本的な事項は、学部、委員会、事務局及び別地キャンパス等の議論を踏まえ、学長が主宰し、必要に応じ法人本部からも出席する大学運営会議において審議している。

このように、本学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は、整合性をもって構成されており、適切な運営が行われている【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-12】 2025 年度青森大学組織構成図

【資料 1-1-13】 2025 年度校務分掌（全学）

1-1-⑤変化への対応

本学の使命・目的、基本理念は、学部の改組、新学部の設置等とともに、大学開設時から社会の変化とともに変化してきた。しかしながら、学問の府としての大学本来の使命を果たすべきことと同時に、地域とともに生きる大学として、地域社会に貢献するという基本の考え方は、本学の建学の精神でもあり、現在も維持してきている。また、本学の使命・目的、基本理念が、時代の変化の中で具体的な教育研究活動に十分に活かされているかどうかに関しては、大学運営会議などで、討議する機会を設けている【資料 1-1-14】。さらに、認証評価の受審を念頭に毎年自己点検・評価報告書を策定しており、特に社会変化に呼応した文部科学省の指針への対応及び本学独自の社会変化への対応を行なっている【資料 1-1-15】。

また、建学の精神、使命・目的、基本理念及び教育目的を理事会でも確認している。さらに、2023 年度より、使命・目的に関する大学の自己認識を表すものとして、本学が目指す姿を記載した「学生が輝く大学の構築」を大学運営会議で示している【資料 1-1-16】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-14】 2025 年度第 9 回（1 月）青森大学大学運営会議議事録（使命・目的、基本理念の審議）

【資料 1-1-15】 2024 年度青森大学自己点検・評価報告書

【資料 1-1-16】「学生が輝く大学の構築」（2025 年度 4 月大学運営会議資料）

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学的な組織として、青森大学学則第 1 条に基づき、青森大学における内部質保証の方針に従い青森大学質保証委員会を本学の教育・研究等に関する質保証の中核組織としている【資料 2-1-1】。特に、質保証委員会規程では、①エビデンスに基づく部署等の計画策定、進捗管理及び活動総括に関すること、② 3 つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況に関すること、③学修成果の評価に関する方針に基づく、学生個人の評価の方法（学修成果の可視化）及び学位プログラムの評価の方法（教育成果の可視化）等の分析評価に関すること、④教学マネジメント全般の改善等に関すること、⑤自己点検評価書及び自己点検・評価報告書の作成に関すること、⑥機関別認証評価の受審に関すること、⑦学外関係者からの意見・要望の把握及び対処等に関すること、⑧内部質保証全般の改善等に関すること等が実施されることとされている【資料 2-1-2】。これら①～⑧の実務は委員会の部会が担当し、実施状況等が委員会で報告、審議されている【資料 2-1-3】。また、審議等の際に必要となる調査、データ収集及び分析は、学長室が各部局と連携して実施している【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】。さらに、質保証委員会では、教職員の諸活動に関する自己点検・評価を行い、教育研究に関する実施内容に加えて教職員の活動面からの質保証を展開している【資料 2-1-2】【資料 2-1-9】。

学長を委員長とした質保証委員会が質保証及び自己点検・評価報告書策定のための業務を担当し、全学情報交換会及び大学運営会議における審議を経て質保証における必要業務を確認・評価する体制が確立されており、学長の責任が明確になっている【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】。

<エビデンス集>

【資料 2-1-1】 青森大学における内部質保証の方針（概念組織図、プロセス図を含む）

【資料 2-1-2】 青森大学質保証委員会規程

【資料 2-1-3】 2025 年度青森大学質保証委員会議事録

【資料 2-1-6】 青森大学学長室規程

【資料 2-1-7】 学長会議記録（IR の業務・業務分担、計画）

【資料 2-1-9】 2025 年度青森質保証委員会議事録

【資料 2-1-10】 青森大学大学運営会議議事録（内部質保証の方針、概念組織図、プロセス図）

【資料 2-1-11】 2024 年度青森大学自己点検・評価報告書

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

質保証委員会は、「青森大学における内部質保証の方針」に付随して示されている「青森大学内部質保証のプロセス図」に基づいて、内部質保証のための活動を展開している。学部及び委員会等の部局が策定した年間計画は第 1 回質保証委員会で確認され、記載されている業務が遂行される【資料 2-2-1】。質保証委員会は、各部局が行った業務遂行の進捗確認及び評価をしつつ、年度末に各部局が策定した総括の確認等を行う。

上記の質保証プロセスの中で、業務等の進捗状況は教授会、各委員会等、事務連絡会議、キャンパス運営会議、全学情報交換会及び大学運営会議でエビデンスに基づき報告され、必要な場合には審議を行っている【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】。

毎年度、日本高等教育評価機構が示す評価基準に従って、自己点検・評価報告書を作成している。令和 6 年度以降の報告書は、同機構の第 4 期評価システムの評価基準に基づいて作成している。令和 5 年度までの自己点検・評価報告書は、自己点検・認証評価対策室が中心となって、自己点検評価・認証評価審査対策委員会と共同でエビデンス収集状況の把握やこれに基づく自己点検・評価報告書案の作成を行ってきた。令和 7 年度以降は、自己点検評価・認証評価審査対策委員会の業務を質保証委員会に統合させ、エビデンス収集や報告書策定は、質保証委員会において計画的に行なっている【資料 2-2-4】。策定した自己点検・評価報告書は、大学運営会議に提出・確認された後、学長の承認を経て学内外に公表している【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-1】 2025 年度質保証委員会年間実施計画

【資料 2-2-2】 2025 年度各学部及び委員会年間実施計画

【資料 2-2-3】 2025 年度各学部及び委員会総括資料

【資料 2-2-4】 2025 年度第 2 回質保証委員会議事録

【資料 2-2-5】 2024 年度青森大学自己点検・評価報告書

【資料 2-2-6】 青森大学ホームページ（自己点検・評価報告書）

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

調査、データ収集及び分析については、以前は IR 推進センターで担ってきたが、令和 6 年度からは学長室で以下の業務を行うこととし、これらの中で現状把握や中期的計画策定等に必要な情報収集、調査及び分析を行っている【資料 2-2-7】。

- (1) 本学の運営に関する基本事項等に関すること
- (2) 本学の中長期的諸施策・計画等に関すること
- (3) 本学の教学マネジメント等に関すること
- (4) 学長が命ずる重点戦略課題の企画、調整及び推進に関する事項への対応

- (5) 前 4 号に掲げる業務に関する情報収集、調査及び分析
- (6) 学内各組織が行う情報収集、調査及び分析の調整
- (7) 喫緊の課題に対する学長指示に関する対処
- (8) その他学長室の目的を達成するために必要な業務に関すること

令和 7 年度は、学長室の IR 業務として次のような活動を行った。

教育課程の運用に関して、教務委員会が学修成果の点検・評価を行う際に用いる学修成果の評価に関する方針の「本学の学位プログラムの評価の方法」に示されている各項目についての情報収集及び分析を行った。この項目の中には、本学で設定している学修達成度評価ルーブリックに対する学生の自己評価も含まれている。この結果は質保証委員会における教育課程運用状況の分析・評価に用いられた。また、各学部において入学者選抜の工夫を入学後の多様な学生の能力を伸長させるための取組みと連携させる際の情報収集にも取り組んだ【資料 2-2-8】。

学生支援に関して、全学部・全学年の学生を対象として基本的に毎週 1 回出席率を把握し、学生委員会で実施している担任等の面談等につなげられるようにした。

学生の意見や要望を把握することに関して、学修支援センターが年 1 回実施している学修状況・満足度調査の分析支援を行っている。また、令和 6 年度に引き続き、卒業年次の学生を対象として学生生活への満足度分析も行った【資料 2-2-9】。

大学運営に関して、令和 7 年度に本学が担当した青森市産官学連携プラットフォーム共同 IR 分析活動において、大学・短大卒業後の地域定着に関する調査・分析を行なった。

IR 活動の点検・改善のために、近隣大学との合同研修実施や企業が開催した研修への参加も行なった。

<エビデンス集>

【資料 2-2-7】 青森大学学長室規程

【資料 2-2-8】 IR 推進センター会議議事録（センターの活動）

【資料 2-2-9】 本学ホームページ（IR 情報）

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援センターにおいて、全学生対象の「学修状況・満足度調査」を実施している。

この調査では、学修支援、学生生活及び学修環境に関して、以下の事項を尋ねている。

- チェックリストによる選択形式
 - 授業時間外の学修などの時間、学修支援の状況把握と満足度、学生生活支援の状況把握と満足度
- 自由記述形式
 - 学修支援の満足度回答理由、学生生活支援の満足度回答理由、支援体制や学修環境をより良くするための意見・アイデア

調査の分析は学長室の IR 業務として行い、「学修状況調査（2025 年度）」分析結果」と「満足度調査（2025 年度）分析結果」にそれぞれまとめ、教職員間で共有するとともに、本学ホームページで学内外に公表している【資料 2-3-3】。

また、これらの分析結果は第 4 回質保証委員会における「学位プログラムについて（各学部長より卒業判定・進級判定総括及び改善点）」で審議のための資料として、各学部で学位プログラムの点検・評価を行う際に用い、学修支援等の改善につなげている【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-3】 本学ホームページ（IR 情報）

【資料 2-3-4】 2024 年度学修状況調査分析結果（第 4 回質保証委員会資料）

【資料 2-3-5】 2024 年度満足度調査分析結果（第 4 回質保証委員会資料）

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

連携協定を締結している自治体、地域経済団体及び高等学校のうち、いくつかの団体の方々と定期的に協議する機会を設けて意見・要望を把握するよう努めている。2025 年度には、本学の教育課程及び社会貢献等について青森県内の 4 自治体(青森市、むつ市、平内町、三戸町)、むつ商工会議所と協議し、周辺大学・短大と協働して社会貢献活動を進めてもらいたい等の意見・要望をいただいた。また、青森山田高等学校とは入学者選抜の妥当性等に関する意見交換の場を設けた。

また、むつ市に対しては、本学の建学の精神・基本理念、教育研究上の目的、3 ポリシー、学修成果、内部質保証並びにリカレント教育について幅広く説明し、ご意見をいただく機会を設けた。先方より、「建学の精神・基本理念、及び入学から卒業・就職に至るまで、学生一人ひとりに丁寧な寄り添い、学びを支えておられることを知り、大変驚きました。」というご意見や、3 キャンパス間の交流増進を含めた 3 キャンパス体制の充実に関するご意見をいただいた【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】。

いただいた意見・要望は、教務委員会における教育課程編成、入学者選抜・継続支援管理委員会入学者選抜・選考部会等における入学者選抜方法の検討及び社会連携センターにおける連携活動の推進検討等に反映させるようにしている。

<エビデンス集>

【資料 2-3-6】 ご意見聴取記録(むつ市役所)

【資料 2-3-7】 むつ市からのご意見・ご感想

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、大学全体として3つのポリシーを策定し、さらに各学部においてもそれぞれ3つのポリシーを策定している【資料 2-3-8】。また、2-1-①で述べたように、「3つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況に関すること」、「学修成果の評価に関する方針に基づく、学生個人の評価の方法（学修成果の可視化）及び学位プログラムの評価の方法（教育成果の可視化）等の分析評価に関すること」を質保証委員会の業務に含めて、PDCA サイクルを展開するしくみが確立している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関しては、学修成果の評価に関する方針を策定して評価方法・項目を明示している【資料 2-3-9】。年度末に実施された質保証委員会において、委員長である学長の指示により、各学部長より上記方針内の「学位プログラムの評価の方法」で定めたデータに基づく教授会における総括結果が報告され、次年度に向けた改善点が示され、フィードバックを行うこととしている【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】。

また、アドミッション・ポリシーに関しては、2026 年度入学者選抜が全て終了した後に、共通の書式を用いて各学部で検証を行なっている。入学者選抜の方法に基づく初年次対応を行っている。

中期的計画は、自己点検・評価及び認証評価の結果等を踏まえて学長が策定し、大学運営会議で審議された内容で理事会に諮られ、承認されている【資料 2-3-12】。

質保証委員会は、自己点検・評価報告書及び中期的計画の内容を勘案し、大学運営の改善・向上を進めている。具体的には、学内の各部局等は、年度末に次年度の計画を立案する際に、最新の自己点検・評価報告書内の部局に関わる部分の改善・向上方策の内容を確認するとともに当該部局等の進捗状況報告を勘案している。また、質保証委員会内に設置した質保証部会でも計画と改善・向上方策の一貫性を確認することとしている【資料 2-3-13】。

例えば、薬学部に関しては、中期的計画及び自己点検・評価報告書にも記載している通り、収容定員未充足が大きな課題である。そのための改善策として、学生確保においては、2024 年度より学長をトップとした「薬学部強化タスクフォース」を設置し、各種対応策を講じている。収容定員未充足に対する学生確保対策としては、薬学部に興味をもってもらうために、中高生を対象とした模擬授業や職業ガイダンスを積極的に行い、さらに、今まで実施してきた薬剤師体験セミナーなどのイベントはもとより、学生募集システムの導入や各種 SNS 等ツールの活用により、薬学部に興味のある高校生と綿密な接触機会を増やすことにより志願者を定着させる対策などを強化している。薬剤師国家試験合格率の改善などの教育研究活動を充実させる対策としては、薬学教育センターにおける正課外での基礎科目の個別指導、自習室の設置、グループ学修を推進する取組み、学力試験や模試の実施と結果の分析、それを基にした面談や指導など（TSGAL メソッド）を行いつつ、学費支援や進級規程の見直しなども併せて行い、留年対策等の対応を行っている。また、薬学教育

センター通信を発行して学習意欲の維持に努め、国家試験直前の学生の不安やストレスを解消するために薬学教育センターサロンを開設し、教員と対話ができる環境を整えている。薬学部の魅力向上に関する対策については、卒業生・同窓会のさらなる強化を行い、卒業生が地域医療の担い手となって活躍している姿を積極的にアピールする取組みを強化している。以上の改善策について外部委員の声も聴きながら検討、対応策を講じ、安定した学生を確保できるような取組みを丁寧に粘り強く行っている【資料 2-3-14】。

2024 年度に受審した大学機関別認証評価の結果や、毎年度作成している自己点検・評価報告書の内容は、本学ホームページで公表し、学生や学外関係者も常に確認できるようにしている。また、むつ市との面談の中で、大学機関別認証評価の受審結果についても説明した【資料 2-3-6】【資料 2-3-15】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-8】 3 つのポリシー（全学、各学部）

【資料 2-3-9】 学修成果の評価に関する方針

【資料 2-3-10】 2025 年度第 4 回質保証委員会議事録：学位プログラムの総括・改善点及びフィードバック

【資料 2-3-11】 「学位プログラムの評価の方法」に基づく集計結果

【資料 2-3-12】 青森大学中期の計画（令和 7～令和 11 年度）

【資料 2-3-13】 第 1 回質保証委員会議事録（改善・向上方策の点検・確定）

【資料 2-3-14】 第 1 回薬学部強化タスクフォース会議議事録

【資料 2-3-15】 本学ホームページ（自己点検・評価報告書）

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

2018 年度からのアドミッション・ポリシーは、各学部の教授会で審議されるべき事項として定められており、教授会で学則に定められた教育目的を踏まえた審議を実施した【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】。外部に向けては入学者選抜ガイド、ホームページなどで告知・周知を図っており、オープンキャンパス、進学説明会や高校訪問等においても入試に関する情報提供だけでなく、本学が求める学生像や本学の特色を説明し理解してもらうようにしている【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】。

<エビデンス集>

【資料 3-1-1】青森大学学則第 1 条第 3 項（人材養成に関する目的、教育研究上の目的）

【資料 3-1-2】教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め（学長裁定）

【資料 3-1-3】青森大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

【資料 3-1-4】2026 年度青森大学入学者選抜ガイド・2026 年度特待制度ガイド

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

各学部のアドミッション・ポリシーには、入学者選抜の基本方針として入学者選抜方法（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）と、それぞれの選抜における評価要素や評価の比重が明示されており、これらの内容に沿って入学者選抜制度を整備している。具体的には、多様な能力を持つ入学志願者を入学させるために、高等学校において学習することになっている内容の達成度に基づいた「一般選抜」、本学が提供する教育内容や取得できる資格に係る勉学に高い意欲がある志願者を選抜する「総合型選抜」及び高等学校及び中等教育学校等の学校長が入学志願者の人物及び学力などを評価して推薦する入学志願者のための「学校推薦型選抜」を実施している。また、これらの分類の中で留学生、社会人及び東京キャンパスで学びたい入学志願者向けの選抜も行っている。これらの入学者選抜制度は、文部科学省の入学者選抜実施要項を踏まえ、毎年度見直しを行ない、入学者選抜ガイドに反映している。

本学における全入学者選抜は、入学者選抜・継続支援管理委員会の下にある入学試験実施委員会と入試課が協働で、選抜ごとに選抜の公正性や妥当性を担保するために入学者選抜実施要項を作成し、実施している。また、入学者選抜が全て終了した後、入学試験実施委員会において学部単位で公正性や妥当性等の検証を行い、翌年度の入学者選抜ガイドの作成時にその結果を反映させるようにしている【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】。

<エビデンス集>

【資料 3-1-5】青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程

【資料 3-1-6】2026 年度留学生選抜ガイド

【資料 3-1-7】2025 年度青森大学入学者選抜選考部会議事録

【資料 3-1-8】2025 年度青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会議事録

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するために必要に応じて入学定員数の見直し等を行っている。加えて、本学の中期的計画において、学生募集計画を定めている【資料 3-1-9】。

この計画に基づき、入学者選抜・継続支援管理委員会に入学者選抜・選考部会、学生募集戦略部会及び離学者防止対策部会を設け、収容定員に沿った適切な学生数の管理を行っている【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】。

なお、入学定員の変遷及び過去 6 年間の入学者数と入学定員充足率及び収容定員数と収容定員充足率の推移は次の通りである。

【入学者数・入学定員】

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
総合経営学部	入学者数	114	114	141	138	145	165
	入学定員	110	110	130	130	130	130
	入学定員充足率	103.6%	103.6%	108.5%	106.2%	111.5%	126.9%
社会学部	入学者数	78	69	73	56	55	—
	入学定員	70	70	70	70	70	—
	入学定員充足率	111.4%	98.6%	104.3%	80.0%	78.6%	—
ソフトウェア情報学部	入学者数	51	63	62	71	72	54
	入学定員	50	50	70	70	70	90
	入学定員充足率	102.0%	126.0%	88.6%	101.4%	102.9%	60.0%
薬学部	入学者数	32	24	39	32	27	37
	入学定員	70	70	50	50	50	50
	入学定員充足率	45.7%	34.3%	78.0%	64.0%	54.0%	74.0%
大学全体	入学者数	275	270	315	297	299	256
	入学定員	300	300	320	320	320	270
	入学定員充足率	91.7%	90.0%	98.4%	92.8%	93.4%	94.8%

【在学者数・収容定員】

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
総合経営学部	在学者数	461	461	461	486	515	551
	収容定員	430	440	460	480	500	520
	収容定員充足率	107.2%	104.8%	100.2%	101.3%	103.0%	106.0%
社会学部	在学者数	301	289	272	251	242	169
	収容定員	280	280	280	280	280	210
	収容定員充足率	107.5%	103.2%	97.1%	89.6%	86.4%	80.5%
ソフトウェア情報学部	在学者数	217	224	220	236	249	246
	収容定員	190	200	220	240	260	300
	収容定員充足率	114.2%	112.0%	100.0%	98.3%	95.8%	82.0%
薬学部	在学者数	274	234	234	231	218	204
	収容定員	480	460	420	380	360	340
	収容定員充足率	57.1%	50.9%	55.7%	60.8%	60.6%	60.0%
大学全体	在学者数	1,253	1,208	1,187	1,204	1,224	1,170
	収容定員	1,380	1,380	1,380	1,380	1,400	1,370
	収容定員充足率	90.8%	87.5%	86.0%	87.2%	87.4%	85.4%

各学部の状況

総合経営学部では、入学定員を充足するための継続的な努力をしており、2022年度まで充足状態を維持してきた。このことを踏まえ、2023年度より入学定員を20人増員して130人とし、2026年度までこの定員も満たしている状況である。

社会学部では、2022年度、2024年度及び2025年度は入学定員を満たしていない状況である。学部の収容定員充足率もこれに合わせて減少傾向にある。社会学部は総合経営学部との統合を、外部審議委員会を含め数年前より審議されており、およそ統合することについては合意が得られていた。こうした状況も踏まえ、2024年12月理事会において2026年度からの学生募集停止を決定した。

ソフトウェア情報学部では、2022年度まで入学定員と収容定員双方とも充足している状況であった。2023年度に入学定員を20人増員したことも影響し、入学定員充足率が減少し、合わせて収容定員充足率も影響を受けているものの、2024年度以降は入学定員を満たしてきた。大学・高専機能強化支援事業の採択を踏まえ、2026年度に入学定員を20人増員したが、前年度の入学定員充足率は維持できなかった。

薬学部では、2023年度より入学定員を20人減員した。2023年度には一時的に入学人数は増加したものの、翌年度以降は入学定員充足率と収容定員充足率は減少傾向にあった。2026年度には入学定員充足率は増加した。現在、薬学部強化タスクフォースを中心に、安定した学生確保に向けて格段の対策を実施している【資料3-1-13】。

<エビデンス集>

【資料3-1-9】青森大学中期的計画（令和7年度～令和11年度）

【資料3-1-10】青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会入学者選抜選考部会内規

【資料3-1-11】青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会学生募集戦略部会内規

【資料3-1-12】青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会離学者防止対策部会内規

【資料3-1-13】薬学部強化タスクフォース学長裁定

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援に関しては、「青森大学における学生支援の方針」を策定し、それに基づいて学修支援センターが中心となり教務委員会、学生委員会、教務課、学生課等と業務を分担して、以下のとおり教員と職員が協働して支援を実施している【資料3-2-1】【資料3-2-2】

【資料3-2-3】【資料3-2-4】【資料3-2-5】。学修支援の柱となる教務委員会と学生委員会では、委員長を教員、副委員長を職員とすることにより、教職協働を担保し実行力を高めて

いる。6 年制である薬学部では、特に「薬学教育センター」を設置して学修支援を強化している【資料 3-2-6】。令和 6 年度からは、入学から卒業まで一貫した学生支援を行うため委員会等を再編し、入学者選抜、学生募集及び離学者防止等に加えて学修支援センター、薬学教育センター、国際交流センター、学生相談・特別支援センター及びキャリア支援部会を入学者選抜・継続支援管理委員会の傘下として組織した【資料 3-2-7】。上記の委員会と教務委員会、学生委員会が、オフィスアワー、スチューデント・アシスタント及び障がいのある学生支援の運用等を連携して推進している。特に、障がいのある学生の対応は、学生委員会と学生相談・特別支援センターが、「青森大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づいて実施してきた。令和 5 年度には「青森大学における学生支援の方針」の中に障害学生支援の方針を明記し、対応を強化した。

<エビデンス集>

- 【資料 3-2-1】 青森大学における学生支援の方針
- 【資料 3-2-2】 青森大学学修支援センター規程
- 【資料 3-2-3】 2025 年度学修支援センター計画
- 【資料 3-2-4】 2025 年度学修支援センター活動総括
- 【資料 3-2-5】 2025 年度学修支援センター運営会議議事録
- 【資料 3-2-6】 青森大学薬学教育センター規程
- 【資料 3-2-7】 青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、青森大学における学生支援の方針を策定し、その中で生活支援、健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援、障がい学生支援等に関する対応等を明示している【資料 3-2-1】。

(1) スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）の活用による学修支援及び授業支援の充実

学修効果を高めるために、2014 年度から SA 制度を導入している。科目の特性や必要性に応じて、授業の経験が豊富な 4 年生を中心とした上級学年の学生を SA として認定して、授業支援を展開している【資料 3-2-8】。SA は、担当教員の指導の下、それぞれ学部学生、下級生に対する助言や支援、実習準備等の教育補助業務を行っている。演習科目及び実習科目での活用が多く、2025 年度の SA の登録者数は 7 人であった。

(2) オフィスアワー制度

全学的にオフィスアワー制度を設け、全専任教員が週 1 回以上の時間帯（非常勤講師については授業の前後で対応）を設定し、学生の授業等に関する相談や学修支援活動に活用している。オフィスアワーは指定した時間に各教員の研究室で行い、学生は当該時間内であれば予約なしで訪問できることを原則としている。開設時間と場所は学内の掲示板や各教員の研究室前での掲示でも確認でき、学生にも周知されている【資料 3-2-9】。学生はオフィスアワーの時間以外にも教員を訪ねて指導や学修支援を受けており、これには本学の

学生と教員の距離の近さが影響していると考えられる。

(3) 障がいのある学生への配慮

心身に障がいのある学生が本学への入学を希望する場合には、入学者選抜前あるいは入学後に本人もしくは保護者からの申し出を受け、面談などにより必要な対策を相談することとしている。大学側では障がいの程度を把握すること、入学希望者側では学内設備や入学試験時の配慮を確認しておくことが必要であるが、前者については極めてプライベートな情報であり、情報管理について支援体制とともに整備を進めている。

障がいのある学生に対する学修等の支援は、学生相談・特別支援センターが主となり行っている【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】。上述したように、青森大学における学生支援の方針の中に障がい学生支援の方針を明記するとともに、障がい学生支援ガイドラインで具体的な対応方法等を定めている【資料 3-2-12】。

(4) 中途退学者・休学者及び留年者等への対応策

学生委員会が中心となって担任等が毎月の面談等を行うこととしている。また、休学中の学生に対しては、期ごとに複数回の面談を実施することとしている。加えて、中途退学者、休学者、留年者等への対応の基本的姿勢は、事前指導の徹底にあると考え、学長室と離学者防止対策部会が協働で全学生を対象として毎週の出欠状況を可視化しており、担任等が必要に応じて面談等を行っている【資料 3-2-13】。これらの取組みにより、効果が見られている。

退学者数 3 か年推移 (2023－2025)

学部名	2023 年度	2024 年度	2025 年度
総合経営学部	27	16	30
社会学部	22	9	13
ソフトウェア情報学部	5	8	6
薬学部	3	6	8
計	57	39	57

<エビデンス集>

【資料 3-2-8】 青森大学スチューデント・アシスタント規程

【資料 3-2-9】 各学部オフィスアワー一覧

【資料 3-2-10】 青森大学学生相談・特別支援センター規程

【資料 3-2-11】 2024 年度学生相談・特別支援センター総括

【資料 3-2-12】 障がい学生支援ガイドライン

【資料 3-2-13】 青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会離学者防止対策部会内規

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、青森大学における学生支援の方針の中に進路支援についての考え方も明示している【資料 3-3-1】。この内容に基づき、正課内の取組みとして必修のキャリア支援科目やインターンシップ科目を設けている。これらの科目の運用は、教職協働でキャリア支援部会等が担っている【資料 3-3-2】。

キャリア教育は、教養科目群として位置付けている青森大学基礎スタンダードにおける創成コア・自己創成科目群に、1 年次選択科目「キャリアデザイン A」と、3 年次必修科目「キャリアデザイン B」を配置し、適切に実施している。これらの科目においては、大学の教員が講師として就職の現状や課題を講義するだけでなく、企業担当者や卒業生、4 年生内定者、外部講師等を招き、就職活動に必要な自己分析や面接指導、履歴書作成指導などを行っている【資料 3-3-3】。

インターンシップに関しては、授業内でもガイダンスを実施して参加を促し、学生も夏休み・冬休み期間等を利用して積極的に参加している【資料 3-3-4】。一般的なインターンシップは 1 週間程度であるが、近年は 1 ～数ヶ月程度の長期インターンシップを実施している企業が増えている。こうした活動は単位化されており、学生が就業的自立に関する知識・技能を身につけられる仕組みができている【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】。

<エビデンス集>

【資料 3-3-1】 青森大学における学生支援の方針

【資料 3-3-2】 青森大学キャリア支援部会内規

【資料 3-3-3】 「キャリアデザイン A」シラバス、「キャリアデザイン B」シラバス

【資料 3-3-4】 インターンシップ参加状況

【資料 3-3-5】 インターンシップ指導記録

【資料 3-3-6】 インターンシップ体験実習報告

3-3-②キャリア支援体制の整備

本学では、青森大学における学生支援の方針の中に進路支援についての考え方も明示している【資料 3-3-1】。正課外のキャリア支援は、教職協働でキャリア支援部会及び各学部 of ゼミ担当教員等が担っている。また、助言・相談については、キャリア支援課に相談窓口を設置し、常時相談に対応できる体制を整えている。

前項で述べた正課内での取組みの他に、個別企業説明会やキャリアガイダンス及び企業との座談会等の教育機会も設けている。薬学部の学生に対しては、5 年次の「実務実習」において学生は実習先に居り、キャリア教育を授業内で展開することが難しいため、就職ガイダンス等を中心に就職活動に必要な情報を提供し、合同就職セミナーや学内での個別

企業説明会等を行うことで、業界研究や企業研究の場を提供している【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】。

就職・進学に対する相談・助言に関しては、キャリア支援部会が具体的な方策を決め、それをベースにキャリア支援課が中心となり年間計画を立案、実務に取り組む体制で行っている【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】。キャリア支援課では担当職員が常時在室し、学生の就職活動の悩みや企業情報などについて親身になって相談に応じ、進学や専門技術・知識についての相談は担任教員等が対応している。大部分の学生はキャリア支援課を訪問し、最新の求人情報や企業説明会等の企業情報を収集し、活用している【資料 3-3-12】。

就職活動について支援を必要としている学生は多いことから、キャリアアンケートを実施して個別の学生の希望進路や支援の必要性等を把握するとともに、キャリア支援課と各学部の就職担当教員等が、本学宛求人情報を学内システムで発信する等、こまめな支援を実施している【資料 3-3-13】【資料 3-3-14】。

このような就職・進学支援の効果として、就職率は 97.6% という高い水準となっている【資料 3-3-15】【資料 3-3-16】。

<エビデンス集>

【資料 3-3-7】 薬学部就職担当教員発信情報

【資料 3-3-8】 薬学部主催キャリアガイダンスの案内チラシ

【資料 3-3-9】 青森大学キャリア支援チームの設置について

【資料 3-3-10】 2024 年度キャリア支援チーム年間計画

【資料 3-3-11】 2024 年度キャリア支援チーム検討会議議事録（年間計画における審議）

【資料 3-3-12】 就職相談等の利用状況

【資料 3-3-13】 キャリアアンケート回答

【資料 3-3-14】 求人情報発信

【資料 3-3-15】 就職進路状況

【資料 3-3-16】 内定率一覧

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、「青森大学における学生支援の方針」に進路支援についての考え方も明示している【資料 3-4-1】。

学生サービス、厚生補導及び奨学金等経済的な支援は、学生委員会及び学生課等が協働して担当しており、学生課が学生の相談窓口を開設している【資料 3-4-2】。なお、心身に

障がいを抱えた学生の対応には学生相談・特別支援センターがあたり、留学生の支援は国際交流センターがあたっている【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】。また、薬学部学生向けには薬学教育センターに教職員を配置し、学修支援に留まらず学生の相談も受け付けている【資料 3-4-5】。

全学部でオフィスアワーや担任制を設け、学生相談の対応をしている。教員は授業のない時間でも研究室にすることが多いことから、オフィスアワーで設定した時間帯以外でも学生は研究室を訪ね随時相談している【資料 3-4-6】。また、学生の様子の変化をこまめに把握することを目的に、各担任教員は月 1 回の面談を学生と行い、面談記録を取るようになっている【資料 3-4-7】。面談の方法については、対面以外にもメール、電話、オンライン形式(Teams 等)を利用できるようにする等、双方の負担にならないように実施している。

学生が主体的に大学生活を送れるよう、支援を必要とする本人と上記の組織等が連携し、学生がより充実した学生生活を送るための方法を探りながら、学生生活の支援を行っている。

心身に関する健康相談

青森キャンパスでは、保健室に看護師が常駐し、学生の健康相談等に対応している【資料 3-4-8】。東京キャンパスとむつキャンパスでは、必要に応じて教職員が相談に対応しつつ、それぞれのキャンパスで近隣の病院等の医師と学校医の契約を結び、健康上の緊急時には対処することとなっている【資料 3-4-9】【資料 3-4-10】。

また、学生が自身の健康状態を定期的に把握できるよう、年に一度健康診断を受診できる機会を設けている【資料 3-4-11】【資料 3-4-12】【資料 3-4-13】。

障がいのある学生に対する健康相談等の支援は、障がい学生支援ガイドラインに沿った方法で、学生相談・特別支援センターが行っている【資料 3-4-14】。

心的支援

青森キャンパスでは、心的支援を必要とする学生に対しては、まず担任教員又はゼミ担当教員と学生課職員が相談に応じ、さらに、必要に応じて学生相談・特別支援センターのコーディネーター（センター長兼務）が問題解決への調整等に対応している。ただし、コーディネーターと利害関係のある学生には、別に担当者を決めて対応している。場合によっては最寄りの心療内科の診断・指導を受けるよう指導している。また、こうした心理カウンセリングのための学生相談窓口の将来的な常設を視野に、学生委員会の企画によって、外部専門カウンセラーの派遣を依頼し、事前予約制による学生相談を実施している【資料 3-4-15】。

東京キャンパスとむつキャンパスでは、心的支援を必要とする学生に対して、教職員が相談窓口となって相談を受け、青森キャンパスの学生相談・特別支援センターに報告の上、必要に応じてオンライン面談か近隣の医療機関を紹介する等の支援を行っている【資料 3-4-16】。

課外活動への支援

学生の課外活動（部・サークル活動、大学祭等）支援は、学友会を中心に行われている

【資料 3-4-17】。学友会は学長が会長であり、正会員（学生）と特別会員（教職員）から構成されている。特別会員は、学生に適切な助言を与える役割を担っている。部・サークルは体育会と文化会に分かれ、それぞれ 20 以上の団体が活動している【資料 3-4-18】。学友会は年に 1 度開催される大学祭の準備・運営も担っている【資料 3-4-19】。

学友会以外が担当している活動として、学部によるスポーツ大会、図書館による「私の『推し本』コンクール」及び本学学生生活動支援制度「あおりんプロジェクト」等を実施している【資料 3-4-20】【資料 3-4-21】。

経済的な支援

本学では、学業特待制度、特別奨学給付金制度、スポーツ・文芸特待制度及び私費外国人留学生授業料等減免等を提供している【資料 3-4-22】。これらについては毎年度審査を行い、在学中の成績等が著しく低下した場合には取り消す場合がある。

学業特待制度は、入学者選抜の結果が優れていた者に対して、授業料減免を行うものである。毎年度末に単位修得状況、当該年度の出席率・GPA 及び必修科目の不合格率をまとめ、条件に満たない場合は警告または支援の降格・取消が行われる【資料 3-4-23】。これに加えて、在学生の中から成績が特に優秀な学生を対象とした奨学金制度も設けている【資料 3-4-24】。

青森大学特別奨学給付金制度は、勉学意欲はあるものの経済的に支援が必要である学生向けに文部科学省が実施していた「経済的に困難な学生に対する奨学制度」を補填するために、授業料の減免額を 1/4 とする変更を行なって設けたものである【資料 3-4-25】。

スポーツ・文芸特待制度は、大学で学ぶ意欲と学力があり、スポーツや文芸に優れている学生に対し、そのレベルに応じて授業料、各種納入金などの免除や減額を行っている。毎年度末に単位修得状況、当該年度の出席率・GPA 及び必修科目の不合格率をまとめ、条件に満たない場合は警告または支援の降格・取消が行われる【資料 3-4-26】。

留学生向けには、経済的理由により就学困難な場合に授業料等の一部を減免する、私費外国人留学生授業料等減免の仕組みを設けている【資料 3-4-27】。

<エビデンス集>

【資料 3-4-1】 青森大学における学生支援の方針

【資料 3-4-2】 青森大学学生委員会規程

【資料 3-4-3】 青森大学学生相談・特別支援センター規程

【資料 3-4-4】 青森大学国際交流センター規程

【資料 3-4-5】 青森大学薬学教育センター規程

【資料 3-4-6】 全学部オフィスアワー一覧

【資料 3-4-7】 学生面談記録

【資料 3-4-8】 保健室利用記録

【資料 3-4-9】 清新北診療所宛「学校医の委嘱について」（東京キャンパス）

【資料 3-4-10】 菊池医院「学校医契約書」（むつキャンパス）

【資料 3-4-11】 2025 年度学生健康診断実施要項（青森キャンパス）

【資料 3-4-12】 2025 年度学生健康診断実施要項（東京キャンパス）

- 【資料 3-4-13】 2025 年度学生健康診断実施要項（むつキャンパス）
- 【資料 3-4-14】 青森大学障がい学生支援ガイドライン
- 【資料 3-4-15】 2025 年度カウンセリング利用者状況
- 【資料 3-4-16】 青森大学学生相談・特別支援センター会議議事録（東京・むつからの相談記録）
- 【資料 3-4-17】 青森大学学友会会則
- 【資料 3-4-18】 2025 年年度学友会クラブ・サークル顧問一覧
- 【資料 3-4-19】 2025 年度大学祭プログラム
- 【資料 3-4-20】 2025 年度「あおりんプロジェクト」募集要項
- 【資料 3-4-21】 2025 年度「あおりんプロジェクト」採択結果
- 【資料 3-4-22】 2026 年度青森大学入学者選抜ガイド・2026 年度特待制度ガイド
- 【資料 3-4-23】 青森大学学業特待制度継続審査に関する内規
- 【資料 3-4-24】 THE MOST 選抜要項
- 【資料 3-4-25】 青森大学特別奨学給付金制度審査に関する内規
- 【資料 3-4-26】 青森大学スポーツ・文芸特待制度継続審査に関する内規
- 【資料 3-4-27】 私費外国人留学生授業料等減免に関する規程

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

大学キャンパスは、青森県青森市・東京都江戸川区・青森県むつ市の 3 か所に置かれている【資料 3-5-1】。

青森キャンパスの講義・演習・実習等は 3 号館・5 号館・6 号館・4 号館（図書館本館・音楽室）・正徳館（体育館）で行われており、教員研究室は 5 号館・7 号館・新研究棟を使用している【資料 3-5-2】。

東京キャンパスは、江戸川区清新町の旧江戸川区立清新第二小学校の校舎の一部を借用して利用している。施設の維持・管理は、事務局が行っており、適切に運営されている【資料 3-5-3】。

むつキャンパスは、むつ市の中心部に位置し、「学び」による地域づくり、地域内外との大学連携、市民との交流を促進し、学生と地域とが共に成長する拠点となっている。むつキャンパスの校舎は、下北文化会館を改修し無償で提供して頂いており、2 階がむつキャンパス、1 階は貸し教室のため、共有教室となっている。施設は、むつ市、下北文化会館（指定管理者）、むつキャンパス事務局で連携を取りながら、適切に運営されている【資料

3-5-4】。

各キャンパスに、大型モニター、オンラインカメラ、スピーカー、集音マイク等も設置しており、対面授業をはじめ、遠隔授業にも対応する環境を整えている。

薬学部においては、薬学教育の実習・演習施設として小グループ演習室、学生実習室 2 室、薬草園、動物舎を利用している。また、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習の実習施設として、医療系（事前学習）実習室（3 室、模擬薬局、クリーンベンチ）を備えており、臨床実務系の実習室として活用している。

青森キャンパスの環境整備については総務課がとりまとめ、総務課職員または業者に依頼をして整備を行っている。学内清掃は外部委託と清掃担当職員・アルバイト等で行っている。東京、むつキャンパスについては各事務局で整備している。

近年の温暖化等に対応すべく、教室等への空調設備の導入を進めている。空調設備の整備については、学生からの学修環境改善に関する意見としても度々あげられている。

青森キャンパスでは、アクティブ・ラーニングルームにはタブレット端末を 10 台常設し、それぞれの端末から教室内のプロジェクターに無線で接続することでお互いの画面を共有しながらグループワークやディスカッションに活用できるようにしている。このように授業や学生授業時間外学修でのグループワークやディスカッションに活用できるスペースを、図書館入口、学生ラウンジ及び薬学部自習スペースとして整備している。

また、学生的心声を反映させる形で学生の居場所を確保すべく検討を重ね、薬学部以外の学生も利用しやすいよう、レストラン棟 3 階を学修支援及び学生のフリースペースとして整備した。

青森キャンパスでは、コンピュータ演習室 3 室に合計 195 台（A 演習室 57 台、B 演習室 65 台、C 演習室 73 台）の PC を、東京キャンパスの PC 室に 32 台の PC を、むつキャンパスの PC 室に 22 台（学生用 21、教員用 1）の PC を、それぞれ設置している。これらの PC は、情報スキル科目群をはじめとする全学（4 学部）共通の基礎スタンダード科目群に配置した科目での利用及び各学部の専門科目での利用を可能にするとともに、平日夜間、土曜日夕方まで開放して授業時間外学修での利用環境も提供している【資料 3-5-5】
【資料 3-5-6】。

<エビデンス集>

【資料 3-5-1】 学生生活ガイドブック 2025（青森キャンパス校舎施設配置図、東京キャンパス平面図、むつキャンパス平面図）

【資料 3-5-2】 青森キャンパス主要施設概要

【資料 3-5-3】 東京キャンパスの主要施設概要

【資料 3-5-4】 むつキャンパスの主要施設概要

【資料 3-5-5】 青森大学情報化推進センター規程

【資料 3-5-6】 青森大学情報システム利用細則

3-5-②図書館の有効活用

本学では、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料を収集、管理し、その有効な利用を大学の教職員及び学生に図るとともに、地域社会と協力し、学術

情報の提供に寄与することを目的として、附属図書館を設置している【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】【資料 3-5-9】。

青森キャンパスにおける青森大学附属図書館は、図書館本館、図書館新館、図書館第二書庫で構成され、総床面積は 2,082.4m² である。蔵書数は、和書が 150,305 冊、洋書が 22,638 冊である。図書館長は本学教員で、職員は 1 人（司書 1 人）及び学生スタッフ 6 人で運営している。

図書館本館には、利用者が個別に勉強できる個人ブースに加えて、グループワークができるラーニングスペースを備えている。また、学内無線 LAN (Wi-Fi) 環境が整備されているので、電子機器を使用した効率的な学習が可能になっている。さらに、情報検索のための OPAC を導入しており、図書館本館と新館の専用端末だけでなく、広く学外からも本学ホームページの大学附属図書館 OPAC 上での利用ができるようになっている。このシステムは、本学所蔵資料の検索機能に加えて、ILL 機能（論文複写の申し込み等）も有しており、他機関への各種依頼が迅速化され、利用者の利便性を図っている。また、本学図書館のホームページから NII や NDL の資料検索も可能になっている。

さらに電子書籍も導入しており、青森・東京・むつの 3 キャンパス内から、本学図書館のホームページにアクセスすれば、PC やスマートフォン等を利用して閲覧することが可能となっている。

図書館の開館時間は、本館、新館ともに午前 8 時 30 分である。閉館時間は、本館が月～金は午後 7 時 50 分であり、土曜日は午後 4 時 30 分である。新館は月～金が午後 4 時 50 分であり、土曜日は閉館である。2025 年度の図書館利用状況は、利用者総数 3,968 人（1 日当たり 16 人）、貸出総数 229 冊（1 日当たり 0.9 冊）である【資料 3-5-10】【資料 3-5-11】【資料 3-5-12】。

東京キャンパスの図書室は、事務局で管理運営している。面積は 134 m² で、座席が 20 席設けられており、蔵書数は、911 冊である。開館時間は平日のみ 8:10～17:00 で、アクティブ・ラーニング教室を併設しているため、授業やミーティング等で活用されている。

むつキャンパスの図書室は、事務局で管理運営している。面積は 51 m² で、蔵書数は 791 冊である。座席は 13 席設けている。閲覧テーブル 5 席と個別の自習スペース 8 席があり、利用者の目的に合わせて選べる閲覧環境となっている。開館時間は平日 8:10～17:00 である。

<エビデンス集>

【資料 3-5-7】 青森大学附属図書館規程

【資料 3-5-8】 青森大学附属図書館利用細則

【資料 3-5-9】 青森大学図書委員会規程

【資料 3-5-10】 図書館状況

【資料 3-5-11】 図書館学生スタッフの勤務資料

【資料 3-5-12】 2025 年度青森大学図書委員会議事録

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

青森キャンパスにおけるバリアフリーについては、講義に使う教室のある建物では、教

室まで車椅子を使って行けるように整備しており、レストランも同様である。障がい者用トイレは5号館、レストラン、正徳館（体育館）の3ヶ所に設置している。バリアフリー設備が必要な学生については、5号館のみで受講できるようにしている。

東京キャンパスにおいては、スロープがあり、車椅子で入校できる環境になっている。むつキャンパスは、むつ市が管理運営する下北文化会館の中にキャンパスが設置されていることから、施設の入口にはスロープがあり車椅子で館内の移動ができるようになっている。

学生相談・特別支援センターが、「障害学生が修学しやすい施設、設備、教育活動等の整備の推進」を担うこととしている【資料3-5-13】。また、施設・設備の改善の具体的な計画の立案は、施設整備将来計画委員会が行っている【資料3-5-14】【資料3-5-15】。

耐震化対応については、2024年7月の青森大学施設整備将来計画委員会において、耐震化計画の再検討を行なった。当初の計画では第一体育館の耐震工事、大学1号館・2号館の改修を行うこととしていたが、それらの施設の使用状況、学生収容数に対応した教室等の数が満たされている状況であること、財政・予算面等も考慮して、計画を修正することとした。2025年度に優先的に第一体育館の耐震工事を行うこととしていたが遅れている。また、1・2号館の改修についてはその必要性等を含め、今後再度議論し計画を見直す。【資料3-5-14】【資料3-5-16】。

<エビデンス集>

【資料3-5-13】 青森大学学生相談・特別支援センター規程

【資料3-5-14】 青森大学施設整備将来計画委員会規程

【資料3-5-15】 2025年度青森大学施設整備将来計画委員会議事録

【資料3-5-16】 青森大学施設整備計画

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的に基づき、基本理念、人材養成に関する目的、教育研究上の目的を学則で定めている【資料4-1-1】。これらを踏まえ、全学のディプロマ・ポリシーに加え、総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部では、学部ごとのディプロマ・ポリシーを策定している。これらのポリシーは毎年のように見直しを行い、各学部のポリシ

ーは教授会の審議を行った上で、大学運営会議において全学のポリシーとともに審議・検証を行っている【資料 4-1-2】。2025 年度も、各教授会の審議に基づき、大学運営会議において審議・検証を行った【資料 4-1-3】。

ディプロマ・ポリシーは、入学者選抜ガイドや学生生活ガイドブックで受験生や在学生等示すとともに、新入生にはオリエンテーションにおいて丁寧な説明を行っている【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】。学外に向けてはホームページ等で公表し、非常勤講師に対しては、委嘱の際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ってシラバスを作成することを明示したシラバス作成要領を配布し、周知を徹底している【資料 4-1-8】。

<エビデンス集>

【資料 4-1-1】 青森大学学則第 1 条

【資料 4-1-2】 青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）

【資料 4-1-3】 2025 年度大学運営会議議事録（ディプロマ・ポリシーの審議・検証）

【資料 4-1-4】 2026 年度入学者選抜ガイド・2026 年度特待制度ガイド

【資料 4-1-5】 青森大学学生生活ガイドブック 2025

【資料 4-1-6】 2025 度新入生オリエンテーション資料

【資料 4-1-7】 2025 度在学生ガイダンス資料

【資料 4-1-8】 2025 年度シラバス作成要領

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学のディプロマ・ポリシーには、本学の所定の教育課程を終え、学士を取得した人物像がしっかりと記載されている。また、全学共通で、ディプロマ・ポリシーの 4 つの観点の到達度判定に用いる「青森大学学修達成度評価ルーブリック」（以下、ルーブリック）を作成している【資料 4-1-9】。さらに、進級・卒業においては「青森大学における進級・卒業に関する判断基準」を基に 4 学部全てで基準を設けている【資料 4-1-10】。

単位制に基づく単位の計算方法及び授与については、学則第 10 条及び履修規程に明記している【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】。原則的には、講義・演習は 15 時間から 30 時間で 1 単位、実験、実習又は実技は 30 時間から 45 時間で 1 単位とし、シラバスには全ての科目において単位認定に必要な具体的学修（授業外学修も含む）を指示するとともに、単位認定の評価基準についても明記している。科目のシラバスを記載する際には、「学習目標（到達目標）」に加えて「観点と水準」という項目を設け、この中にルーブリックの該当する項目・レベルを記載することになっている。科目の成績評価はこれらの記載内容に対して行われ、100 点満点中 60 点以上の評価を得た場合に単位を認定している。シラバスは本学ホームページで学内外に公開され、授業の中で説明することになっている。

単位の認定は、履修手続きを正しく行い、各科目で定められた授業回数出席（原則的に全出席であるが、全授業回数の 2/3 以上の出席が最低条件）し、シラバスに明記されている各科目の評価基準を満たした学生に対して適正に行われている。科目の成績評価は、以

下の「成績評価及び GP (Grade Point) に関する換算表」に示しており、担当教員による評点（100～0 点）に応じて S、A、B、C、D の評語が決められ、C 以上を単位認定とし、D は単位不認定となる。評価点数が算出されない場合の単位不認定は N とし、履修放棄や欠席超過等の学生本人の理由であることを明かし、学生の自主的な学修改善を促す仕組みとなっている。

成績評価及び GP (Grade Point) に関する換算表

評点	評語	判定	GP (Grade Point)
100－90 点	S	合格	4
89－80 点	A		3
79－70 点	B		2
69－60 点	C		1
59－0 点 評価不能	D N	不合格	0

学生の計画的な履修及び主体的な学修を促す目的で GPA(Grade Point Average)制度を導入し、卒業単位に含まれない教職課程などの資格関連科目や入学生・編入学生の認定科目を除き、履修した全ての科目を対象として GPA が算出され、成績表・成績証明書にも表記している。

進級要件は、「青森大学における進級・卒業に関する判断基準」を基にして各学部で修得単位数や GPA を用いて設定している【資料 4-1-10】【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】【資料 4-1-20】。

これらの内容は、初回の授業時や新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等を利用して学生に繰り返し説明しているほか、担任教員・ゼミナール担当教員、加えて教務課職員等による個別対応においても、学生に単位認定基準、進級基準を意識させる工夫がされている【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】。

卒業要件は、学則第 11 条に、学部ごとに基礎スタンダード科目並びに専門科目について必要単位数が明記され、履修の手引きとなる「青森大学学生生活ガイドブック 2025」にも示されている【資料 4-1-5】。加えて、学修成果の評価に関する方針を定め、その中の学生個人の評価の方法に記載されている内容に沿って、4 学部全てにおいてこの必要単位数を含めた卒業判定の評価に関する基準を設けている【資料 4-1-17】【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】【資料 4-1-20】。

これらの内容は、初回の授業時や新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等を利用して学生に繰り返し説明しているほか、担任教員・ゼミナール担当教員、加えて教務課職員等による個別対応においても、学生に卒業認定基準を意識させる工夫がされている。

「学校教育法施行規則」第 146 条、第 147 条の単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準に準拠して設けた規程並びに前項の各基準を用いて、以下の通り厳正な適用が行われている。

各科目の評価基準・方法は、科目のシラバスに明記されており、単位認定は、試験・レポート・制作・実技・発表の結果、課題提出状況等による評点や本学独自に概念化した汎

用的能力「3つの力」の達成状況を基に、各科目担当者により行われている。複数の教員が担当する授業科目の場合は、あらかじめ定められた責任者が他の教員と相談し、総合的に点数及び評価を決定している。

各学部の進級判定は、学部ごとの進級基準を用いて、各学部の卒業・進級判定教授会に諮り審議し、学長が決定している。また、卒業判定は、学部ごとの卒業判定の評価に関する基準を用いて、各学部の卒業判定教授会に諮り審議し、学長が決定している【資料 4-1-21】【資料 4-1-22】【資料 4-1-23】【資料 4-1-24】。

＜エビデンス集＞

- 【資料 4-1-9】 青森大学学修達成度評価ルーブリック
- 【資料 4-1-10】 青森大学における進級・卒業に関する判断基準
- 【資料 4-1-11】 青森大学学則第 10 条
- 【資料 4-1-12】 青森大学履修規程
- 【資料 4-1-13】 総合経営学部の進級判定基準
- 【資料 4-1-14】 社会学部の進級判定基準
- 【資料 4-1-15】 ソフトウェア情報学部の進級判定基準
- 【資料 4-1-16】 薬学部の進級判定基準
- 【資料 4-1-17】 総合経営学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 4-1-18】 社会学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 4-1-19】 ソフトウェア情報学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 4-1-20】 薬学部「卒業判定の評価に関する基準」
- 【資料 4-1-21】 2024 年度総合経営学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 4-1-22】 2024 年度社会学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 4-1-23】 2024 年度ソフトウェア情報学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）
- 【資料 4-1-24】 2024 年度薬学部 2 月教授会議事録（卒業進級判定会議）

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを達成するために教育の内容、方法及び評価について、全学のカリキュラム・ポリシーに加え、各学部のカリキュラム・ポリシーを策定している。これら

のポリシーは毎年のように見直しを行い、各学部のポリシーは教授会の審議を行った上で、大学運営会議において全学のポリシーとともに審議・検証を行っている【資料 4-2-1】。2025 年度は、各教授会の審議に基づき、大学運営会議において審議・検証を行った【資料 4-2-2】。

カリキュラム・ポリシーは、入学者選抜ガイドや学生生活ガイドブックで受験生や在学生に示すとともに、新入生にはオリエンテーションにおいて丁寧な説明を行っている【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】。学外に向けてはホームページ等で公表し、非常勤講師に対しては、委嘱の際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ってシラバスを作成することを明示したシラバス作成要領を配布し、周知を徹底している【資料 4-2-7】。

<エビデンス集>

- 【資料 4-2-1】 青森大学ホームページ（青森大学の 3 つのポリシー）
- 【資料 4-2-2】 2025 年度大学運営会議議事録（カリキュラム・ポリシーの審議・検証）
- 【資料 4-2-3】 2026 年度入学者選抜ガイド・2026 年度特待制度ガイド
- 【資料 4-2-4】 青森大学学生生活ガイドブック 2025
- 【資料 4-2-5】 2025 年度新入生オリエンテーション資料
- 【資料 4-2-6】 2025 年度在学生ガイダンス資料
- 【資料 4-2-7】 2025 年度シラバス作成要領

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の使命・目的を達成するための基本理念に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定している【資料 4-1-2】。

2022 年度は各学部のカリキュラム・マップを改善し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を説明する資料を作成した【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-11】【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】。さらに、毎年のように見直しを行ない、両ポリシーの一貫性確保に努めている【資料 4-2-14】。

また、科目ナンバリング制度を導入しており、科目間の関連性や内容の難易を分かりやすく表現するために、全ての授業科目に科目の分類を表す記号及び科目の難易度を表す番号を設定している。2025 年度も各学部の科目ナンバリングを確認・改善した。

<エビデンス集>

- 【資料 4-2-8】 青森大学学修達成度評価ルーブリック
- 【資料 4-2-9】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（総合経営学部）
- 【資料 4-2-10】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（社会学部）
- 【資料 4-2-11】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料（ソフトウェア情報学部）
- 【資料 4-2-12】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を説明する資料

(薬学部)

【資料 4-2-13】カリキュラム・マップ（各学部）

【資料 4-2-14】2025 年度教授会議事録（カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性、カリキュラム・マップの審議・検証）

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーは、①教育内容、②教育方法、③教育評価の 3 つで構成されている。①教育内容では、教育課程の編成について基礎スタンダード科目群と専門科目群に分けて記している。②教育方法では、キャップ制の実施、アクティブ・ラーニングの活用、少人数教育、授業時間外学修などの方針及び正課内での地域連携を謳っている。③教育評価では、本学「学修成果の評価に関する方針」が記載され、学生個人と学位プログラムの評価・改善方法が明示されている。

各学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、青森大学基礎スタンダード科目、専門教育科目、教職に関する科目等を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講することとしている【資料 4-2-15】。また学問体系の構造に鑑み、各学部の科目の学年配当等を学生の学修がスムーズに行われるように配慮しつつ実施することとしている。

これらを分かりやすく表現するために科目ナンバリング制度を導入しており、全ての授業科目に科目の分類を表す記号及び科目の難易度を表す番号を設定している。さらに、カリキュラム・マップを作成することで、カリキュラム・ポリシーから各科目までの体系的性を示している【資料 4-2-13】。

本学は 3 キャンパス体制で教育を実施しているため、3 キャンパスにおける教育成果が上がるよう 2021 年 12 月に 3 キャンパス・カリキュラム編成準備委員会を立ち上げた。従来の教務委員会におけるカリキュラムの運用・調整を行う体制に加え、上記委員会がカリキュラムの設計・改善を行うしくみを整えた。

シラバスは、学生がディプロマ・ポリシーと関連づけて学修ができるように、各科目にナンバリングを実施し、「学習目標（到達目標）」の項目に「知識・技能」及び本学が育成する汎用的能力として「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の「3 つの力」と専門的知識・技能を活用する力の基準が明示され、「授業時間外学修の方法」、「成績評価基準」等々の項目で具体的な記載がなされている。

各教員（非常勤講師を含む）が担当科目のシラバスの原稿を作成する際に、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解した上で取り組めるように、教務委員会が作成したシラバス作成要領を全教員に配付している【資料 4-2-7】。

また、シラバスは全開講科目で作成することとしており、科目担当教員が作成したシラバスは、教務委員会によってチェックされ、必要に応じて修正の指示等がなされた上で、電子シラバスとして大学ホームページ上で公開されている【資料 4-2-16】。これにより、インターネットを使って、学生自身がいつでも学内外からシラバスを閲覧できるため、授業内容や授業時間外学習の指示等を確認できる。

年間で履修できる単位数を定める単位履修上限制（キャップ制）を採用しており、学部によって若干の相違はあるが、制限を設けることで教育効果の向上を図るとともに、学生

が計画的に科目を履修できるような環境を整えている。各学部の履修上限単位数は履修規程に記されている【資料 4-2-17】。

<エビデンス集>

【資料 4-2-15】 2025 年度教育課程表（学則別表 1）

【資料 4-2-16】 青森大学 2025 年度シラバス

【資料 4-2-17】 青森大学履修規程

4-2-④教養教育の実施

青森大学基礎スタンダードは、2013 年度に全学共通の教養課程として導入された。当初は変化する時代を生き抜く人間の根幹をなす実践力の養成を目指して「教養コア」と「技能コア」を置いていたが、2014 年度から「創成コア」を追加し、キャリア形成科目及び関連する地域貢献科目を配置し、地域貢献に役立つ知識・技能の教育にも力を入れている【資料 4-2-15】。

「教養コア」には、人文科学、社会科学、自然科学の科目を置き、基礎的な知識・技能に基づいた確かな教養の修得を目指している。

「技能コア」には、英語をはじめとする外国語運用能力を錬成する「言語スキル」科目群、健康増進と身体能力の向上を行う「身体スキル」科目群、IT のリテラシーや基礎的なデータ分析、プレゼンテーションスキルの習得を支援する「情報スキル」科目群を置いている。

「創成コア」の科目は、「地域創成科目」と「自己創成科目」に分類される。地域創成科目では、「あおり学」、「ねぶた学」、「地域貢献演習」等を置き、学生が様々な地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学び、学年進行に伴って本格化する地域連携活動への円滑な導入や、卒業後も含めた地域における様々な活動へつなぐことを目標としている。また、自己創成科目では、「基礎演習」（ソフトウェア情報学部のみ）、「キャリアデザイン A・B」、「地域参加実習」及び「ボランティア活動」を開設し、大学での学びへの導入を行うとともに、キャリア形成に向けて、社会人基礎力の涵養に注力している。

これらの教養教育の実施に関しては教務委員会が担っており、定期的な見直し等を行っている【資料 4-2-18】【資料 4-2-19】。

<エビデンス集>

【資料 4-2-18】 青森大学教務委員会規程

【資料 4-2-19】 2025 年度教務委員会議事録

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教養科目群に位置づけている青森大学基礎スタンダードには「あおり学」という全学協力体制によるオムニバス科目と「基礎演習」（ソフトウェア情報学部のみ、他学部は専門課程に演習を配置）を置いている。「あおり学」の設計・運営は、科目コーディネーターを中心として教員グループが協働して当たり、学生の主体的な能力を引き出すため、様々なアクティブ・ラーニングの方法を積極的に取り入れて、学修に対する動機づけを高める

工夫をしている【資料 4-2-20】。

各学部の専門科目については、基礎スタンダード科目との連携を図りつつ、体系的に編成するとともに、学生の主体的能力を引き出すよう、教授方法の改善を進めている。また全ての科目で積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れることをシラバス作成要領に明記している【資料 4-2-7】。

各学期末に全開講科目を対象とした学生による授業評価アンケートを実施しており、各教員は自身の担当科目の結果を点検・分析して授業改善方策を所属学部長に提出している【資料 4-2-21】。また、FD・SD 委員会が全教員の授業改善方策結果を集計した授業改善集計一覧をまとめるとともに、本学ホームページで学内外に公開している【資料 4-2-22】。

前項の最後で述べた、各教員が作成する授業改善方策においては、教員自身が「改善が必要」と評価した項目について改善策も記載し、授業評価アンケートを実施した翌期以降の授業内容・方法等の改善に向けてフィードバックすることになっており、教員の自主的な授業改善を促している【資料 4-2-23】。

学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、特に演習や実技科目については、原則として、1 クラス当たりの人数を 30 人以内の少人数で編成することとしている。また、履修者数が多い場合は、クラス分けを行う等の対応を取っている【資料 4-2-24】。このように、学生と教員がコミュニケーションを取りやすい環境を提供し、授業の理解度向上につながるなど、適切に管理している【資料 4-2-25】。

<エビデンス集>

【資料 4-2-20】 2025 シラバス（「あおり学」）

【資料 4-2-21】 2025 年度授業公開報告書

【資料 4-2-22】 本学ホームページ（授業評価アンケート結果に伴う授業改善方策集計結果）

【資料 4-2-23】 2025 年度授業改善方策報告書

【資料 4-2-24】 2025 年度履修者一覧資料

【資料 4-2-25】 教室収容人数一覧

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学の 3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために、「学生個人の評価の方法」と「本学の学位プログラムの評価の方法」をまとめた「学修成果の評価に関する方針」を 2018 年 3 月に定め、この中で学生個人の評価及び学位プログラムの評価の方法を

明示している【資料 4-3-1】。

また、本学における内部質保証に関する組織及びプロセス等は、「青森大学における内部質保証の方針」で定められており、学修成果の点検・評価は質保証委員会が主導し教務委員会等と連携して行っている【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】。

「本学の学位プログラムの評価の方法」では、卒業・進級判定の実態把握、カリキュラム・マップ、科目ナンバリング、各学部が定めるベンチマーク等の基準、学修状況調査及び「3つの力」の達成度調査等並びに学生個人の評価を集約した情報を基にして、総合的に評価し、各学部の学位プログラムを改善することとしている。

また、「学生個人の評価の方法」では、ディプロマ・ポリシーに沿うよう作成した「青森大学学修達成度評価ルーブリック」を「卒業論文」「卒業研究」を含む全科目のシラバスでの達成目標に明示し、学生の単位取得状況及び GPA に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。さらに、基礎スタンダード等の科目における地域に関わる講義・演習及び授業以外での社会と関わる諸活動を記録し、評価に用いている【資料 4-3-4】。

以上を踏まえ、学位授与の可否については、①「卒業研究」「卒業論文」の評価、②卒業要件単位数の充足と GPA による判定、③社会と関わる諸活動の成果等に基づき、総合的に評価を行うこととしている【資料 4-3-5】【資料 4-3-6】【資料 4-3-7】【資料 4-3-8】【資料 4-3-9】【資料 4-3-10】【資料 4-3-11】【資料 4-3-12】。

「学生個人の評価の方法」に基づき、評価基準の具体化、評価基準の学生への周知・確認、及び上記①から③の学修成果に関する情報収集を、教務委員会が中心となって行った。このうち一部の情報は、各々の学生が自身の学修成果を確認できるようにするためのシステムを構築し、2 年次以降の学生全員が自身の情報を閲覧できるようにしている。

また、「学位プログラムの評価の方法」に基づき、各学部においてベンチマーク等の基準の具体化及び見直しを行った。

学位プログラムの評価に関して、上記の方法に則り、全学共通の情報は学長室及び教務委員会が中心となって収集し、各学部が定めるベンチマーク等の基準に関する情報は各学部が収集して、質保証委員会において統合的に分析・評価を行なった【資料 4-3-13】【資料 4-3-14】【資料 4-3-15】【資料 4-3-16】【資料 4-3-17】【資料 4-3-18】【資料 4-3-19】【資料 4-3-20】【資料 4-3-21】。

<エビデンス集>

【資料 4-3-1】 青森大学学修成果の評価に関する方針

【資料 4-3-2】 青森大学における内部質保証の方針

【資料 4-3-3】 青森大学質保証委員会規程

【資料 4-3-4】 青森大学学修達成度評価ルーブリック

【資料 4-3-5】 総合経営学部「卒業判定の評価に関する基準」

【資料 4-3-6】 社会学部「卒業判定の評価に関する基準」

【資料 4-3-7】 ソフトウェア情報学部「卒業判定の評価に関する基準」

【資料 4-3-8】 薬学部「卒業判定の評価に関する基準」

【資料 4-3-9】 総合経営学部「卒業論文」の評価基準

【資料 4-3-10】 社会学部「卒業論文」の評価基準

- 【資料 4-3-11】 ソフトウェア情報学部「卒業研究」の評価基準
- 【資料 4-3-12】 薬学部「卒業研究」の評価基準
- 【資料 4-3-13】 2025 年度第 4 回質保証委員会議事録
- 【資料 4-3-14】 2025 年度 学位プログラムの点検・評価について：質保証委員会資料
- 【資料 4-3-15】 2023 年度～2025 年度累積単位・GPA（各学部・各学年：質保証委員会資料）
- 【資料 4-3-16】 2023 年度～2025 年度「卒業論文」「卒業研究」評価分布（各学部：質保証委員会資料）
- 【資料 4-3-17】 2025 年度「学修状況調査分析」（学修支援センター：質保証委員会資料）
- 【資料 4-3-18】 2025 年度「満足度調査分析」（学修支援センター：質保証委員会資料）
- 【資料 4-3-19】 2025 年度学位プログラム点検評価結果（各学部：質保証委員会資料）
- 【資料 4-3-20】 各学部が定めるベンチマーク等の基準（各学部）
- 【資料 4-3-21】 2025 年度各学部が定めるベンチマーク等の基準に基づく分析（各学部）

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

前項で述べたように、学修成果の評価に関する方針で示した情報を収集し、質保証委員会において点検・評価を行なった【資料 4-3-23】【資料 4-3-24】。各学部では、「各学部が定めるベンチマーク等の基準」も加えて分析を行い、教育内容・方法及び学修指導を改善するためのフィードバック計画をまとめ、実施することとしている。

このように、各学部の学位プログラムにおいて、点検・評価結果を踏まえたフィードバックが行われている。

<エビデンス集>

- 【資料 4-3-23】 2024 年度第 4 回質保証委員会議事録
- 【資料 4-3-24】 2025 年度第 1 回質保証委員会議事録

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、学校教育法第 92 条第 3 項の規定に基づき、学長の職務に関する規程第 2 条

に「学長は校務を掌り、教職員を統督する」と規定されており、大学の最終意思決定は大学運営会議の議を経て学長が行うことになっている【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。トップダウン案件は、学長会議で審議され大学運営会議に提出される。また、ボトムアップ案件は、教授会、全学委員会、キャンパス運営会議及び事務連絡会議等より全学情報交換会に集約され、審議が必要な案件は大学運営会議に提出される【資料 5-1-3】。

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築については、学長の下に副学長と学監を置き、副学長は副学長の職務に関する規程に基づき学長を補佐するが、その補佐分掌については、「学長を支える体制及び役割」で示されている【資料 5-1-4】

【資料 5-1-5】。学監も学監の職務に関する規程に基づいて学長を補佐するが、教務委員長及び学生委員長が学監となっていることから、その補佐分掌は全学の教務関連事項及び学生関連事項となっている【資料 5-1-6】。学部長の職務は、学部長の職務に関する規程において、学長を助け、学長の総督を受け、学部運営上必要な校務をつかさどり、所属教職員を統督すると規定されている【資料 5-1-7】。

以上により、本学の運営・教学マネジメントは、学長の統督の下、副学長、学監、全学委員会の委員長等及び事務局長が総括し、各学部の運営については大学の方針に基づいて各学部長が統括する体制となっている。

また、令和 6 年度から学長の補佐組織として学長室を設置し、上記の学長会議の開催や業務に関する情報収集、調査及び分析等を通して、学長が職務及び責務を適切に遂行できる体制を整えている【資料 5-1-8】。

このように、年度ごとに学長の提示する課題や活動方針に基づく業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

<エビデンス集>

【資料 5-1-1】 青森大学学長の職務に関する規程

【資料 5-1-2】 青森大学大学運営会議規程

【資料 5-1-3】 青森大学全学情報交換会規程

【資料 5-1-4】 青森大学副学長の職務に関する規程

【資料 5-1-5】 学長を支える体制及び役割学長裁定

【資料 5-1-6】 青森大学学監の職務に関する規程

【資料 5-1-7】 青森大学学部長の職務に関する規程

【資料 5-1-8】 青森大学学長室規程

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

本学においては、学長、副学長、学監、学部長等の教育職員役職者の職務及び権限が定められており、校務分掌に示す組織の運営における権限の適切な分散等が明確に示されている【資料 5-1-1】【資料 5-1-4】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】。

教授会は、学則、教授会規程及び「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め」に規定されているように、本学の研究・教育に係る重要な事項を審議し大学運営会議等に報告案件あるいは審議案件として挙げることとなっている【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】。2025 年度は、概ね月に一度、各学部の教

授会を開催した【資料 5-1-14】。学生の退学、停学及び訓告等の懲戒に関しては、学生委員会の下に懲戒委員会を設けて処分案を作成し、この案に基づき学長が処分を決定することとなっている【資料 5-1-15】。

<エビデンス集>

【資料 5-1-9】 2025 年度青森大学組織構成図

【資料 5-1-10】 2025 年度校務分掌

【資料 5-1-11】 青森大学学則第 53 条（教授会）

【資料 5-1-12】 青森大学教授会規程

【資料 5-1-13】 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものに係る定め

【資料 5-1-14】 2025 年度教授会議事録（全学部）

【資料 5-1-15】 学生懲戒規程

5-1-③職員の配置と役割の明確化

教育研究活動のための管理運営の遂行のため、青森山田学園組織事務分掌規程に基づき、必要な事務職員を適切に配置し、業務を適切に遂行している【資料 5-1-16】。

5 人の副学長のうち 1 人は事務職員から選任され、事務総括、同窓会の強化、高大連携、社会連携、3 キャンパス体制の機能強化を担当することとした【資料 5-1-5】。

2024 年度からは学長会議を発展的に改組し、学長の職務及び責務を適切に遂行するための補佐組織として学長室を設けた。学長室は、学長室規程で定めている事務局長を含め、全体の半数以上が事務職員で構成されており、教育研究活動のための管理運営に必要な事務職員が適切に配置されている【資料 5-1-17】。

事務職員は、各課等が所掌する業務を遂行するだけでなく、委員会やセンター等に構成員として携わり、本学の運営が教職協働で行われるようにしている。また、教務委員会、学生委員会を始めとする多くの委員会やセンターでは委員長等は教員が務めることが多いが、副委員長等は担当課の事務職員を充て、教職協働の強化を図っている【資料 5-1-10】。

また、本学の運営に係る事項について共有及び調整を行う全学情報交換会と、これらの結果を踏まえ学長の意思決定を支える大学運営会議は、事務局長、別地キャンパス事務局長、担当課長等が構成員となっており、教学マネジメントを機能させるために事務職員が参画している。

事務職員の採用・昇任については、学園本部との話し合いを踏まえて行なっている。事務職員の人事考課は青森山田学園人事考課規程に定められた方法で行われており、評価結果を昇給・昇格及び異動配置・能力開発の参考として用いることになっている【資料 5-1-18】。

<エビデンス集>

【資料 5-1-16】 青森山田学園組織事務分掌規程

【資料 5-1-17】 青森大学学長室規程

【資料 5-1-18】 青森山田学園人事考課規程

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では、ディプロマ・ポリシーを達成するために各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し、通常の大学の教養科目にあたる基礎スタンダード科目を担当する教員を各学部に配置する際に、全学的に専門教育と教養教育のバランスが取れるような教員配置を行っている。本学の必要教員数が 87 人であるところ、2025 年 5 月 1 日時点で専任教員数は 87 人であり、充足している【資料 5-2-1】。

6 年制となっている薬学部では、臨床医学の講義を医師に依頼している等、国家資格受験資格の取得及び各種ライセンス等に必要とされる教員配置に関する条件を満たしている。

教員の採用に関しては、各学部で必要な教員は各学部の意向を、全学的に必要な教員は教務委員会の要望等を踏まえ、教員の年齢・職位等のバランスを考え、実施している。

教員の採用については、原則として公募に基づいて行っている。学則第 51 条に基づく教育職員の採用及び昇任の選考については、教育職員選考規程に定める手続きと、教育職員資格基準規程に定める基準に則り、厳正に行っている。各学部の教員の均衡のとれた配置を維持するため、将来への展望を踏まえ、各学部からの要望を受けて、学長を委員長とする青森大学資格審査委員会において厳正な審査を行い、その結果に基づき、必要な教員の確保と配置を図っている【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】。外部から採用する者についても内部昇格の者についても、学術論文等の業績の審査を中心としつつ、必要に応じ、模擬授業を課すなどして、具体的にどのような科目を担当することができるかなどを判断している。

また、教員に対しては、教育、研究、社会貢献、校務の各項目に対する個人の目標設定をした上で所属長等による一次評価及び二次評価をすることとしている【資料 5-2-6】。

<エビデンス集>

【資料 5-2-1】 大学設置基準上必要教員数及び本学の教員所属一覧（2025 年度）

【資料 5-2-2】 青森大学教育職員選考規程

【資料 5-2-3】 青森大学教育職員資格基準規程

【資料 5-2-4】 青森大学資格審査委員会規程

【資料 5-2-5】 2025 年度青森大学資格審査委員会議事録

【資料 5-2-6】 青森大学教育職員人事考課に関する裁定

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学ではFD・SD委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行っている【資料 5-3-1】。FD・SD委員会は副学長、学部長、事務局長及び関係課長を中心に構成されており、年2回以上の会議を行っている。年度初めの会議では、その年度の活動方針や前年度報告書などについて決定され、年度末の会議において、その年度の活動内容について総括するとともに、次年度に向けた課題の抽出等を行い、FD活動のPDCAサイクルを展開している【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】。年度内の運営に関しては、FD作業部会を組織し、少人数で機動的な活動を随時実施している。また、別地キャンパスに所属する教職員のFD活動の推進のために、2020年度からは東京キャンパス作業部会、2022年度からはむつキャンパス作業部会が設置されている。

FD活動の一環として、毎年、夏季・冬季教職員研修会を実施し、学内外の講師を招いたり、学内の教職員を報告者にするなど、教職員合同の研修会を開催している【資料 5-3-6】

【資料 5-3-7】。夏季教職員研修会をFD・SD委員会の主催、冬季教職員研修会を学長主催として実施し、ほぼすべての教職員が出席している。また、大学全体でFDを推進するため、FDに関心のある教員を中心に外部FD研修会・セミナーに派遣している。さらに、教員の教育活動の活性化のために、学内教員間の相互授業評価、学生による授業評価アンケートなど様々なFDに取り組んでいる。また、学外からのFD・SDセミナー等の案内を全教職員に配信し希望があればセミナーに参加できる制度を運用し、参加したセミナー内容等については、FD・SD委員会が取りまとめ学内のFD・SD活動に活用している。

なお、青森大学FD・SD委員会活動報告書を発行し、学内全教職員に公開している【資料 5-3-8】。

教員間の授業公開の期間を設け、他の教員の講義を参観することにより、自分の教授法の改善の参考にしたり、他の教員の講義に関する感想を提出させており、相互に教授方法の改善の機会を設けている【資料 5-3-9】。各学期の後半には、その学期の全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は各教員にフィードバックし、さらに教員自身が次年度に向けた授業改善方策を作成することで、授業改善に役立てられている【資料 5-3-10】。なお、授業評価アンケート結果に伴う授業改善方策集計結果は、本学ホームページで広く公開している【資料 5-3-11】。2022年度より、アクティブ・ラーニングなどをテーマとしたFD勉強会を実施し、教授方法の工夫を共有する場を設けている【資料 5-3-12】。併せて、本学総合研究所が毎月開催しているCafe総研という勉強会でも、授業改善に関する内容を取り上げることもある【資料 5-3-13】。

また、遠隔授業については、双方向性や即応性などについて遠隔授業の運用に関する規

程と遠隔授業の運用に関する内規を用いて担当教員が適切に進めるとともに、教授会において確認することになっている【資料 5-3-14】【資料 5-3-15】。

新任の教職員を対象として、新任教職員研修会を実施している。ここでは、使命・目的及び教育研究上の目的、本学の教学に関する必要事項、関連規程及び学内システムの利用方法等約 300 ページの資料を用いている【資料 5-3-16】。

<エビデンス集>

【資料 5-3-1】 青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及び スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程

【資料 5-3-2】 2025 年度 FD・SD 委員会活動報告書

【資料 5-3-3】 2025 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 5-3-4】 2025 年度第 2 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 5-3-5】 2026 年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録

【資料 5-3-6】 2025 年度夏季教職員研修会資料

【資料 5-3-7】 2025 年度冬季教職員研究会資料

【資料 5-3-8】 2025 年度 FD・SD 委員会活動報告書

【資料 5-3-9】 2025 年度 FD・SD 委員会活動報告書（授業公開）

【資料 5-3-10】 2025 年度 FD・SD 委員会活動報告書（委員会議事録、FD 勉強会）

【資料 5-3-11】 2025 年度授業改善方策集計結果

【資料 5-3-12】 FD 勉強会開催案内

【資料 5-3-13】 総合研究所事業報告書（Cafe 総研実施状況）

【資料 5-3-14】 青森大学遠隔授業の運用に関する規程

【資料 5-3-15】 青森大学遠隔授業の運用に関する内規

【資料 5-3-16】 令和 7 年度新任教職員 FD・SD 研修資料

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD に関しては、青森大学 FD・SD 委員会の SD ワーキンググループで教職協働の理念の下、事務職員の資質・能力の向上のための取組みを行っている【資料 5-3-1】。その活動の一環として、学外の講師招聘や、学内の教育内容、教育方法、学生募集や就職など、多岐にわたる内容で教職員合同の研修会を夏期及び冬期の日程で年 2 回実施している。その他、新任職員研修の実施や、外部の研修会、セミナー等への派遣を積極的に行っている【資料 5-3-8】。FD・SD 委員会は、SD 活動においても PDCA サイクルを展開し実施の見直しを行うこととしている。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、各教員の研究活動を支援する体制として、教員が共同研究等を実施できるように青森大学附属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）が機能している。総合研究所は本学教職員全員で構成されており、総合的又は学際的な教授研究を行い、地域社会の活性化に貢献することを目的としている【資料 5-4-1】。総合研究所の傘下に地域社会の総合的問題に関する調査研究を行う 3 研究センターを設置している。また、毎年 2 回発行することとしている「青森大学附属総合研究所紀要」を研究論文公表の場として設けている【資料 5-4-2】。総合研究所では、原則として月に一度「Café 総研」を開催し、教員が研究内容を紹介する活動を通して、研究分野の異なる研究者同士の共同研究を推進する場としている。総合研究所の運営・管理は所長が主催する運営委員会が行っている。

本学は、青森大学青森ねぶた健康研究所を設置し、文部科学省からの AMED 及び SCARDA 等に採択された最新の免疫研究を推進しており、薬学部教員も関わり、最新の機器の共有を行う等、研究の一端を担っている【資料 5-4-3】。また、医療法人雄心会青森新都市病院との連携により、青森大学脳と健康科学研究センターを設置し、薬学部長等が運営メンバーになり研究活動を推進している【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】。

本学の基幹教員については、インターネット環境、書架、事務机等を備えた個別の研究室を割り当てている。ソフトウェア情報学部と薬学部の教員に対しては、実習や実験の利便性を考慮し、個別研究室の隣室や同じフロアに研究実験室を設置するようにしている。

本学の研究環境に関する満足度について、総合研究所が教員を対象とした調査を実施し、結果を踏まえ研究環境の改善に反映させることとしている【資料 5-4-6】。

<エビデンス集>

【資料 5-4-1】 青森大学附属総合研究所規程

【資料 5-4-2】 本学ホームページ（青森大学附属総合研究所紀要）

【資料 5-4-3】 青森大学青森ねぶた健康研究所運営規程

【資料 5-4-4】 青森大学脳と健康科学研究センターの設置及び運営に関する規則

【資料 5-4-5】 青森大学脳と健康科学研究センター令和 7 年度活動報告

【資料 5-4-6】 令和 6 年度「研究環境に関する満足度調査」結果

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

公的研究費の適切な管理の実施に関しては、「青森大学における研究活動に関する行動規範」、「青森大学研究の健全性・公正性及び科学研究費補助金等公的研究費取扱規程」など文部科学省及び日本学術振興会の指針・指導等に基づき必要な規程・規則が整備されている【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】。これらの規程・規則に基づいて、不正防止計画推進部署が法改正及び新たな通達・指導等に対応して規程・規則を改定するとともに、非常勤も含む教員の倫理教育を司っている【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】。研究倫理教育及び学内の公的研究費に係る規程等の策定・改訂等に関しては、総合研究所長及び不正防止計画推進部

署長が共同で推進している。また、公的研究費の使途の流れを確認し、ルールに基づいた執行が行われていることを、事務局長が統括管理責任者となって管理している。さらに、学長が最高管理責任者となり、これら 2 つの機能を統括している。

本学では、研究者に対し研究費ハンドブック等の公的研究費使用に関する資料、研究倫理教育に関する資料及び個人情報保護等の管理に関する資料を不正防止計画推進部署から配布し、また、研究倫理教育の責任者や事務職員にも同様の資料を配布し、説明後に「個人情報保護に関する誓約書」、「公的研究費使用・運営・管理にあたっての誓約書」及び「安全保障輸出管理に関する誓約書」の提出を求め、確認後に科研費や個人研究費の執行を行っている【資料 5-4-11】【資料 5-4-12】【資料 5-4-13】【資料 5-4-14】。さらに、本学に新たに着任した研究者については、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース (eLCoRE) を受講させ、修了証を提出させている。

科学研究費補助金を獲得している本学所属の研究代表者と研究分担者には日本学術振興会が編集した「科学の健全な発展のために」(丸善出版、2015 年刊行)を配布し、研究倫理への理解を深めるよう指導している。

本学で行う教育・研究活動に対して倫理上の指針を与えるため青森大学倫理委員会、各学部倫理委員会等が、規程に基づき設けられている【資料 5-4-15】【資料 5-4-16】【資料 5-4-17】【資料 5-4-18】【資料 5-4-19】。本学の研究者が研究を行う場合、必要に応じて研究領域に対応した倫理委員会の承認を受けなければならない。このプロセスを通して、本学で行われる研究に関しては、研究分野に即した倫理面の審議が行われ、倫理的に問題のある研究の防止がなされている。

<エビデンス集>

【資料 5-4-7】 青森大学における研究活動に関する行動規範

【資料 5-4-8】 青森大学研究の健全性・公正性及び科学研究費補助金等公的研究費取扱規程

【資料 5-4-9】 青森大学不正防止計画推進部署要項

【資料 5-4-10】 青森大学不正防止計画表

【資料 5-4-11】 研究費ハンドブック 2025 年度

【資料 5-4-12】 個人情報保護に関する誓約書

【資料 5-4-13】 公的研究費使用・運営・管理にあたっての誓約書

【資料 5-4-14】 安全保障輸出管理に関する誓約書

【資料 5-4-15】 青森大学倫理委員会規程

【資料 5-4-16】 青森大学総合経営学部倫理規程

【資料 5-4-17】 青森大学社会学部倫理規程

【資料 5-4-18】 青森大学ソフトウェア情報学部倫理規程

【資料 5-4-19】 青森大学薬学部倫理規程

5-4-③研究活動への資源の配分

学内においては、専任教員の個人研究費が以下の通り設定されており、研究上必要となる物品の購入や旅費等の執行に充てられている。

個人研究費

(単位：円)

学部		薬学	総合経営・社会・ソフトウェア情報	4 学部	
職階		教授・准教授・講師(実験系)	教授・准教授・講師(実験系)	教授・准教授・講師(非実験系)	助教・助手(実験系)
費 個人研究	備品・消耗品・図書費等	210, 000	140, 000	70, 000	126, 000
	旅費	70, 000	70, 000	70, 000	49, 000
計(上限)		280, 000	210, 000	140, 000	175, 000

また、教育研究を推進するため、学内研究資金として青森大学教育研究プロジェクトが設定されており、学長裁量経費等から支援を行っている。2025 年度には全学・脳と健康科学研究センターに、学部における研究の特徴が打ち出せるように 4 学部を加えて合計 6 件に関する支援が行われた。これらの研究については、最終報告書が提出されている。【資料 5-4-20】【資料 5-4-21】。このプロジェクトの研究計画書は、科研費への応募を奨励するために科研費応募に準じた書式を採用しており、外部資金への獲得に向け、申請や採択率の向上を目指している取組みでもある。過去 4 年間の外部研究費推移は以下のようになっている。

2022～2025 年度外部研究費推移(単位：千円)

2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
25,458	47,090	12,700	18,869

新たな外部研究資金獲得のために、2025 年 12 月には、「みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム」(以下、「MASP」という。)に申請・採択され、年間およそ 1,000 万円の研究支援費を獲得した。また、MASP における研究成果を起業につなげることを目的とした「みちのく GAP ファンド」に申請できるようになった。

科学研究費補助金等の研究助成金等の公募申請は研究推進・社会連携課が担当しており、特に公募申請のために専門課長を置き、支援を強化している。

<エビデンス集>

【資料 5-4-20】第 11 回教育研究プロジェクト採択表

【資料 5-4-21】第 11 回青森大学教育研究プロジェクト成果報告資料

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「学校法人青森山田学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第3条において、本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、地域社会の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。」としており、法令の遵守を明確に定めている。寄附行為は他に法令等で定められている情報とともに、ホームページにて公開している【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】。また、青森大学ガバナンス・コードを「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」の通りに定めており、「基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）」における「原則 3-4 危機管理体制の確立」の「実施項目 3-4 ② 法令等遵守のための体制整備」で規定した「法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備する。」にしたがい、教職員がそれぞれの職務や役割の誠実かつ着実な遂行を求めている【資料 6-1-3】。

学園では、内部統制システム整理の基本方針を策定し、この内容に沿って経営管理、リスク管理、コンプライアンス管理、監査環境等を行うこととしている【資料 6-1-4】。

理事長、学園本部長、学長、高等学校長、中学校長、学園本部部長等を構成員とする理事長会議を設けている。ここでは、理事会及び評議員会に提出する報告及び審議案件の内容等を策定するとともに、内部統制システム整理の基本方針に基づいて運営することを確認している。理事長会議は原則として毎週開催している【資料 6-1-5】。

また、学園本部部長と各機関長に一部理事及び評議員等が構成員となっている学園運営委員会を設置し、理事長会議で策定した理事会及び評議員会の案件について最終確認することとしており、原則として定例理事会・評議員会の前に実施している【資料 6-1-6】。

<エビデンス集>

【資料 6-1-1】 学校法人青森山田学園寄附行為

【資料 6-1-2】 青森大学ホームページ（情報公開）

【資料 6-1-3】 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

【資料 6-1-4】 内部統制システム整理の基本方針

【資料 6-1-5】 学校法人青森山田学園理事長会議の設置について（理事長裁定）

【資料 6-1-6】 学校法人青森山田学園学園運営委員会規程

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関して、青森大学の環境に関する方針を定めている【資料 6-1-7】。この方針

に基づいた活動として、本学総合研究所の下に SDGs 研究センターを設置し、教育研究活動との関連付け、普及啓発活動及び人材育成等に取り組んでいる【資料 6-1-8】。

人権の尊重に関して、青森大学における人権の尊重に関する方針を定めている【資料 6-1-9】。この方針に基づいた大学運営を行うためにハラスメント防止対策委員会を設置し、人権侵害を防止するための調査及び啓発や紛争解決（相談、調停、調査、裁定）に取り組んでいる【資料 6-1-10】。

安全への配慮に関して、青森大学における危機管理に関する規則を設け、教職員及び学生等の安全確保を図っている【資料 6-1-11】。危機管理のために危機管理委員会を設置し、青森・むつ・東京それぞれのキャンパスで危機管理マニュアルの策定等も行っている【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】。また、特に学生向けには青森大学における学生支援の方針の中で健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援の方法を定め、主に学生委員会と学生課が対応している【資料 6-1-16】。

防災に関しては、各キャンパスで行政機関及び近隣町会等と連携を図り、防災情報の共有等を行っており、災害時には適時・適切な指示を行える体制を整えている。3 キャンパスそれぞれにおいて、年に一度避難訓練を実施している【資料 6-1-17】。

<エビデンス集>

- 【資料 6-1-7】 青森大学の環境に関する方針
- 【資料 6-1-8】 青森大学 SDGs 研究センター規程
- 【資料 6-1-9】 青森大学における人権の尊重に関する方針
- 【資料 6-1-10】 青森大学ハラスメント防止対策規程
- 【資料 6-1-11】 青森大学における危機管理に関する規則
- 【資料 6-1-12】 青森大学危機管理委員会規程
- 【資料 6-1-13】 青森大学危機管理マニュアル
- 【資料 6-1-14】 青森大学危機管理マニュアル
- 【資料 6-1-15】 青森大学危機管理マニュアル
- 【資料 6-1-16】 青森大学における学生支援の方針
- 【資料 6-1-17】 令和 7 年度避難訓練実施要項（各キャンパス）

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学の使命・目的を達成するための学校法人として管理運営は、令和 7 年度私立学校法の改正に基づき変更した学校法人青森山田学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）に基づいて行われている【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】。

本学園は、寄附行為により、理事会の体制と監事の職務等を明確に規定しており、学校法人として、法律の遵守のもと、適正な学校運営を行っている。

理事については、寄附行為において定数 10 名以上 13 名以内と定められており、理事の選任については寄附行為第 7 条(理事の選任)に明記されている。2025 年度当初の理事総数は 10 人であったが、私立学校法改正に伴う理事の改選として、新たに設置された理事選任機関により 13 人の理事が選任され、令和 7 年度第 1 回定例評議員会において理事候補者案に対する諮問を行い、理事選任機関の確認を経て、第 1 回定例理事会において理事選任の結果報告を行っている【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】。

2025 年度は、理事会を 8 回開催し、寄附行為の定めにより、予算、決算及び中期的計画の見直しをはじめとする重要事項について審議を行っている【資料 6-2-8】【資料 6-2-9】

【資料 6-2-10】。理事会には、常に定足数を満たす理事が出席しており、欠席の理事は議決権行使書を提出している【資料 6-2-11】【資料 6-2-12】。理事によっては財務・総務・各機関等の担当が割り当てられており、さらに理事等を対象とする BD (Board Development) を開催する等、理事会の体制強化を図っている。

2024 年度より理事長会議を設け、理事会において報告・審議される案件について、事前に理事会の案件を策定・確認している【資料 6-2-13】。

理事会の決定事項は、各機関に伝達され、決められた範囲内で実施方法を決定し、それぞれの組織を円滑に運営している。本学においても定例理事会開催直後の大学運営会議あるいは学園本部が開催する全学園説明会において、本学関連案件の説明がなされている。

<エビデンス集>

【資料 6-2-1】 学校法人青森山田学園寄附行為

【資料 6-2-2】 学校法人青森山田学園組織図

【資料 6-2-3】 学校法人青森山田学園役員等名簿

【資料 6-2-4】 理事選任機関運営規程

【資料 6-2-5】 理事選任機関議事録

【資料 6-2-6】 学校法人青森山田学園令和 7 年度第 1 回定例評議員会議事録

【資料 6-2-7】 学校法人青森山田学園令和 7 年度第 1 回定例理事会議事録

【資料 6-2-8】 学校法人青森山田学園令和 7 年度（5 月）臨時理事会議事録

【資料 6-2-9】 学校法人青森山田学園令和 7 年度第 3 回定例理事会議事録

【資料 6-2-10】 学校法人青森山田学園令和 7 年度第 4 回定例理事会議事録

【資料 6-2-11】 議決権行使書

【資料 6-2-12】 学校法人青森山田学園理事会評議員会出席状況

【資料 6-2-13】 学校法人青森山田学園理事長会議の設置について（理事長裁定）

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

本学学則第 1 条第 1 項に、目的として「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに

人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」と定めている【資料 6-2-14】。本学の使命・目的等の実現のため、5 年間を期間とする中期的計画が策定され、さらに各年度における重要事項を青森大学事業計画に盛り込み、いずれも理事会で承認を得ている【資料 6-2-15】【資料 6-2-16】。学長のリーダーシップの下、大学運営会議及び教授会等の審議を経るなどして、これらの計画を遂行している。また、計画の遂行状況は毎回の定例理事会で報告されている。このように、大学の使命・目的を達成するための継続的な努力を行なっている【資料 6-2-17】【資料 6-2-18】【資料 6-2-19】【資料 6-2-20】。

<エビデンス集>

【資料 6-2-14】 青森大学学則第 1 条（目的）

【資料 6-2-15】 青森大学の中期的計画（令和 7 年度～11 年度）

【資料 6-2-16】 2025 年度青森大学事業計画（令和 6 年度第 4 回定例理事会資料）

【資料 6-2-17】 青森大学現況報告（令和 7 年度第 1 回青森山田学園定例理事会資料）

【資料 6-2-18】 青森大学現況報告（令和 7 年度第 2 回青森山田学園定例理事会資料）

【資料 6-2-19】 青森大学現況報告（令和 7 年度第 3 回青森山田学園定例理事会資料）

【資料 6-2-20】 青森大学現況報告（令和 7 年度第 4 回青森山田学園定例理事会資料）

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

評議員会の議案等は、議案決定理事会を開催し、決定している。ここで決定した議案等は評議員会に諮問され、理事会においては報告案件及び審議案件について評議員会での諮問結果を踏まえ、審議・意思決定に反映させている。ただし、決算については、議案決定理事会後の評議員会には諮問せず、理事会で決定した後に評議員会の意見を聞くこととしている。

議案決定理事会で理事会の議案及び資料等を作成する際に、理事長会議における議論の場で、評議員の意見を反映させている。

このように、理事会と評議員会の意思疎通と連携を適切に行なっている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みは、次のように整備されている。教授会、キャンパス運営会議、委員会及び事務連絡会議から全学情報交換会に重要案件が上がり、さらに全学情報交換会から大学運営会議に審議案件として提案される。理事会と評議員会が開催される前に、学園本部から本学に対して本学関連の案件及び資料の作成依頼があり、本学はこの提案等を、本学独自の案件として理事会と評議員会に提出している。上記のように、

大学運営に係る重要事項が理事会と評議員会において審議される仕組みが整備されている【資料 6-3-1】。

<エビデンス集>

【資料 6-3-1】令和 7 年度第 4 回大学運営会議議事録

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任及び職務と監事の選任及び職務については、学校法人青森山田学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）に定められており、運営は適切に行われている【資料 6-3-2】。

評議員の選任は、寄附行為第 32 条及び第 33 条の規定に基づき、評議員会及び理事会において行われた【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】。

評議員会は 14 人の評議員をもって構成され、2025 年度は 8 回開催された。評議員会は、寄附行為の「評議員会及び評議員の職務等」（第 36～39 条）及び「評議員会の運営」（第 40～48 条）の規定に沿って、監事の選出や予算・決算に対する意見等の重要事項を含めて適切に行われている【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】。

監事の選任は、寄附行為第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、評議員会において行われた【資料 6-3-3】。

監事は非常勤 2 人で構成されており、寄附行為第 28 条から第 31 条までに規定に沿って、計画的に監事監査チェック表の項目に基づいた監査を行うとともに、業務状況に関するヒアリングを実施している。監事は、理事会・評議員会に出席して監査報告及び業務ヒアリングに関する報告を行なっている【資料 6-3-7】【資料 6-3-8】【資料 6-3-9】。このように評議員会及び監事の職務は適切に行われている。

<エビデンス集>

【資料 6-3-2】学校法人青森山田学園寄附行為

【資料 6-3-3】学校法人青森山田学園令和 7 年度第 1 回定例評議員会議事録

【資料 6-3-4】学校法人青森山田学園令和 7 年度第 1 回定例理事会議事録

【資料 6-3-5】学校法人青森山田学園令和 7 年度（5 月）臨時評議員会議事録

【資料 6-3-6】学校法人青森山田学園令和 7 年度第 4 回定例評議員会議事録

【資料 6-3-7】監事監査報告書・監事監査チェック表

【資料 6-3-8】学校法人青森山田学園理事会評議員会出席状況

【資料 6-3-9】学校法人青森山田学園令和 7 年度（5 月）臨時理事会議事録

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

本学における安定した財務基盤の確立に関しては、令和 7（2025）年度の教育活動収入の内訳として、学納金収入が 65%、補助金収入が 26%、その他の収入が 9%となっている。教育活動収入の 65%を占める学納金収入は収容定員充足率と密接な関係があることから、入学生の確保に向けた努力に加えて 2023 年度からは離学者防止対策の取組みを開始し、収容定員充足率は 2023 年度が 1187 人(86.0%)、2024 年度が 1204 人(87.2%)、2025 年度が 1224 人(87.4%)と改善している【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】。

<エビデンス集>

【資料 6-4-1】令和 7 年度計算書類

【資料 6-4-2】令和 7 年度内訳表

6-4-②収支バランスの確保

教育研究経費等の必要経費を確保しつつ、収入に見合う支出に抑える予算を編成している。また、学園運営資金の確保という観点から、減価償却額補正後経常収支差額を重要指標と位置付けている。

2025 年度の経常収支差額は△147 百万円の赤字であるが、令和 7 年度学校法人青森山田学園経営改善計画（以降「経営改善計画」という。）の計画値△166 百万円を 19 百万円上回り、減価償却額補正後経常収支差額は 171 百万円で、経営改善計画の計画値 155 百万円を 16 百万円上回った。

人件費比率は、2023 年度は 61%と平均的な指標を上回っていたが、2024 年度に 53%まで改善し、2025 年度は 55%と 50%台を維持している。

教育研究経費は教育研究目的を達成するための主要な経費であることから、経常収入の 30%程度台にコントロールしている。教育研究経費比率は 2023 年度が 37%、2024 年度が 35%、2025 年度は 37%であった。

外部資金の導入については、大学として教育研究に関する改革総合支援事業等の補助金獲得のほか、受託事業による資金の獲得に努めている。また、科学研究費補助金等の外部研究費の更なる獲得を目指す。さらに、学園全体としては、2024 年度に青森山田学園応援基金協賛会を立ち上げる等、補助金や寄付金の獲得に努めており、2025 度には 38 百万円の寄付金を獲得した【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】。

資産運用については、青森山田学園資産運用規程に基づき行なっている【資料 6-4-4】。

<エビデンス集>

【資料 6-4-3】令和 7 年度学校法人青森山田学園経営改善計画

【資料 6-4-4】青森山田学園資産運用規程

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学園は、2010 年度以降、厳しい経営状況に陥り、財政再建の努力を続けてきた。2017 年度からは自力で再建改革を進めていくステージに入り、現在に至っている。

本学の中期的計画（期間：令和 7 年度から令和 11 年度まで）は経営改善計画に基づいて策定されており、具体的な数値目標を定め、財務規律を守り、数値目標達成を目指して適切な財務運営を行っている。本学の予算編成に関しては、教授会の意見を取り入れながら予算編成・実施・管理委員会で管理しており、予算執行に関しては毎月の執行率等の進捗状況を確認しながら確実に予算の範囲内での執行に努めている【資料 6-4-3】【資料 6-4-5】【資料 6-4-6】。

その結果、2025 年度の経常収支差額は△147 百万円の赤字であったが、令和 7 年度学校法人青森山田学園経営改善計画（以降「経営改善計画」という。）の計画値△166 百万円を 19 百万円上回り、減価償却額補正後経常収支差額は 171 百万円で、経営改善計画の計画値 155 百万円を 16 百万円上回った【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】。

<エビデンス集>

【資料 6-4-5】 青森大学の中期的計画（令和 7 年度～11 年度）

【資料 6-4-6】 青森大学予算編成・実施・管理委員会規程

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に基づき規定した青森山田学園経理規程（以下、「経理規程」という。）に従い、会計処理が適切になされている【資料 6-5-1】。

予算管理は、青森山田学園予算管理規則に定められた予算編成と予算実績管理を基とし、経理規程に定められた経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、会計システムにより経営の実態を計数的に把握し、経営活動を能率的に推進すべく処理している【資料 6-5-2】。

会計処理の手続きは、大学は、学部及び会計課職員が予算を確認、会計課長及び会計課員が精査を行い、経理規程に準拠し適切に処理されていることを確認し、事務局長等が最終確認している。

当初予算編成の後、必要に応じて随時補正予算を編成し、理事会の承認を得て執行している。2025 年度は、6 月に第一次補正予算、3 月に最終補正予算を編成し、それぞれ理事会の承認を得て執行した。

<エビデンス集>

【資料 6-5-1】 青森山田学園経理規程

【資料 6-5-2】 青森山田学園予算管理規則

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人の選任に関しては、青森山田学園寄附行為第 50 条で定めている【資料 6-5-3】。

年次決算及び財産状況について、本学園本部内部監査室による内部監査、公認会計士による監査法人監査及び監事による監査の三様監査により適正化を図っている。

内部監査室は、本学園本部長が室長となり、本学園本部各部門の会計に係る業務が規程等に準拠して適正に行われていることを検証し、評価している。

監査法人監査については、毎月、公認会計士のチェックを受け、その都度指摘部分について修正を行っている。

監事による監査については、監事監査チェック表を用いて、財務状況等を監査している。この監査は、9 月末時点の中間決算については 12 月上旬に、年度決算については 6 月に、内部監査室より説明を行い、監事の点検を受けている。

監事は、この点検の後、不正の行為又は法令、寄附行為に違反する重大な事実が認められなかったこと、計算書類が本会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めたことが記載された監査報告書を作成し、決算（案）が審議される理事会・評議員会に出席し、監査報告を行っている【資料 6-5-4】【資料 6-5-5】【資料 6-5-6】【資料 6-5-7】。

<エビデンス集>

【資料 6-5-3】 青森山田学園寄附行為

【資料 6-5-4】 青森山田学園内部監査規程

【資料 6-5-5】 青森山田学園監事監査規程

【資料 6-5-6】 青森山田学園監事監査職務規則

【資料 6-5-7】 令和 7 年度監査報告書

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域とともに生きる大学

A-1. 学内体制・環境の整備

①学内組織体制の整備について

②学生・教職員に向けた普及啓発について

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①学内組織体制の整備について

本学では「青森大学における社会連携・社会貢献の方針」を定め、その中で「地域課題解決の協働推進拠点となることを目指し、多様なステークホルダーとの連携を通じて、持続可能な地域社会の発展に貢献」することを明記している【資料 A-1-1】。

この方針に基づき、社会連携委員会の下に青森大学社会連携センターを設置している【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】。このセンターは、地域の皆様と本学の教職員・学生をつなぐハブ拠点として設置された常設機関であり、本学の社会連携・社会貢献活動について、学内外の相談・問合せへの一元的な対応を図るとともに、「実践的教育」「産官学連携」「地域連携」の3つの観点より、総合的な企画調整を推進していくものである。

また、社会連携委員会では、規程に基づき社会連携センターの年間活動計画等が議論され、決定される。社会連携委員会及び社会連携センター運営会議は、青森キャンパスの教職員のみでなく、東京キャンパス及びむつキャンパスのスタッフもオンラインで参加し、キャンパス間連携を図っている。

社会連携委員会及び社会連携センターの運営は、教職協働で実施しており、事務担当として研究推進・社会連携課を設置している。

<エビデンス集>

【資料 A-1-1】 青森大学における社会連携・社会貢献の方針

【資料 A-1-2】 青森大学社会連携委員会規程

【資料 A-1-3】 青森大学社会連携センター規則

A-1-②学生・教職員に向けた普及啓発について

社会連携センターでは、本学の地域に関わる諸活動の情報を学内外に向けて発信している【資料 A-1-4】。学外向けには大学ホームページ及び Facebook ページ等で発信し、教職員及び学生向けにはメールや学内掲示を用いて情報を発信し、教職員及び学生が地域貢献活動に参画できる環境を醸成している【資料 A-1-5】。

<エビデンス集>

【資料 A-1-4】 青森大学ホームページ（社会連携センターページ）

【資料 A-1-5】社会連携センターFacebook ページ

A-2. 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

①地域社会との連携・協力関係の強化について

②地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①地域社会との連携・協力関係の強化について

本学は、8つの地方自治体(青森市、むつ市、平内町、三戸町、大間町、佐井村、東通村、風間浦村)、4つの地域経済団体(青森商工会議所、青森県中小企業家同友会、むつ商工会議所、東通村商工会、大間町商工会、川内町商工会、大畑町商工会、風間浦商工会、佐井村商工会)、1つのプラットフォーム(むつ市産学金プラットフォーム)、県内企業2社及び青森県内14校の高等学校等と連携協定を締結し、地域貢献活動の活性化の基盤を整えている【資料 A-2-1】。

連携協定を締結している地方自治体の中でも、青森本校・東京キャンパス・むつキャンパスが立地する青森市、東京都江戸川区及びむつ市とは頻繁な情報交換等を通し、密接な活動を展開している。また、青森市、平内町及び三戸町とは、原則として年に一回以上の連携推進会議を行い、青森地域フォーラムを開催することとしている。他の自治体及び経済団体などに関しても、必要に応じて事務レベルでの情報共有および各種調整を行っている。

高等学校においても、連携対象校が増えていることから、各校に教職員の担当者を割り当て、コミュニケーションを密に取れる体制を整え、総合的な探究の時間の支援等の活動を行っている【資料 A-2-2】。

教員等による連携活動に関しては、社会連携センターは必要なサポートを提供している。

<エビデンス集>

【資料 A-2-1】連携協定一覧

【資料 A-2-2】高大連携協定締結校（担当事務職員）一覧

A-2-②地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

これまでに述べてきた体制及び連携・協力関係に基づき、さまざまな地域社会との連携活動を行っている。

令和7年度に行った主な事業は以下の通りである。

- ・青森地域フォーラム【資料 A-2-3】
- ・むつ下北地域フォーラム【資料 A-2-4】
- ・令和7年度高校生科学研究コンテスト【資料 A-2-5】

- ・令和7年度薬剤師体験セミナー【資料 A-2-6】
- ・青森市産官学連携プラットフォーム合同学修研究発表会（学生発表等の支援）【資料 A-2-7】【資料 A-2-8】
- ・出張講義【資料 A-2-9】
- ・高大連携事業【資料 A-2-10】
- ・令和7年度青森大学地域貢献賞【資料 A-2-11】【資料 A-2-12】

毎年実施している青森地域フォーラムは、本学と連携協定を締結している市長や町長を招いて青森地域における地域連携活動等を発表する場であり、本学における地域貢献活動を総括する役割を担っている。2025年度は、昨年度むつ市で開催したことをきっかけに第1回むつ下北地域フォーラム、本学開催の青森地域フォーラムの2拠点で実施した。

また、社会連携センターでは、本学の基本理念の一つである「大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となる」ことを具現化し、他の学生の模範となる個人又は団体を表彰する制度として地域貢献賞を整備しており、2025年度は最優秀賞1件、優秀賞2件、新人賞1件及び奨励賞8件を授与した。

<エビデンス集>

- 【資料 A-2-3】第12回青森地域フォーラム実施要項
- 【資料 A-2-4】第1回むつ下北地域フォーラム実施要項
- 【資料 A-2-5】本学ホームページ（社会連携センター：高校生科学研究コンテスト）
- 【資料 A-2-6】本学ホームページ（薬学部ニュース：令和7年度薬剤師体験セミナー）
- 【資料 A-2-7】青森市産官学連携プラットフォーム合同学修研究発表会募集要項
- 【資料 A-2-8】AOMORI SIX 発表エントリーリスト（2025）青森大学
- 【資料 A-2-9】2025年度出張講義一覧
- 【資料 A-2-10】令和7年度高大連携事業実施調査一覧
- 【資料 A-2-11】令和7年度青森大学地域貢献賞募集要項
- 【資料 A-2-12】令和7年度地域貢献賞審査結果

A-3. 生涯学習活動

①生涯学習事業の開催について

②地域で開催される生涯学習活動への協力について

(1) A-3の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-①生涯学習事業の開催について

本学では生涯学習事業として、1990年度に「青森大学オープンカレッジ」を設置し、現在まで活動を継続している【資料 A-3-1】。事業内容は、市民に対して本学教員による公開

講座を行う「市民大学」、地元再発見ツアー「みちのく散歩道」、そして冬のアクティビティを体験的に学ぶ「スキー教室」である【資料 A-3-2】【資料 A-3-3】【資料 A-3-4】。

市民大学では、テーマが重ならないよう、学内外からさまざまなジャンルのエキスパートを招聘し、毎年度 15 回の授業を実施している。過去 3 年間においては、40 人台の方々受講している。2025 年度は音楽、文学、終活、自然、国際交流、経済や心理学における専門家に講義いただいた。毎回受講生にはアンケートを実施し、その意見等を翌年にフィードバックしているが、「とても良かった」「良かった」という意見が 8 割以上を占めている講座が殆どで、その満足度は大変高いものとなっており、受講者数も毎年増え続けている。

みちのく散歩道は探訪する地域や施設が重ならないよう、原則として、津軽地域、南部地域、と隔年でさまざまな施設を見学している。

<エビデンス集>

【資料 A-3-1】青森大学オープンカレッジ規則

【資料 A-3-2】令和 7 年度「市民大学」募集要項

【資料 A-3-3】令和 7 年度「みちのく散歩道」募集要項

【資料 A-3-4】令和 7 年度「スキー教室」募集要項

A-3-②地域で開催される生涯学習活動への協力について

本学では本学の教員の専門性を活かした講義を学外で行う「出張講義」を実施している。2025 年度は 66 テーマを公開して講義依頼を受け付け、92 件の出張講義を行った【資料 A-3-5】。そのうち、41 件は地域の生涯学習活動からの依頼であり、その要望に答えている。

<エビデンス集>

【資料 A-3-5】2025 年度出張講義一覧

A-4. 大学施設の開放

①大学施設の積極的な開放について

(1) A-4 の自己判定

「基準項目 A-4 を満たしている。」

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-①大学施設の積極的な開放について

本学は「地域とともに生きる大学」を理念として掲げており、積極的に施設を地域活動等に活かすべく貸出しをしている。2025 年度は延べ 55 組織（6,850 人）向けに外部貸出しを行なった【資料 A-4-1】。

<エビデンス集>

【資料 A-4-1】2025 年度外部団体施設使用状況

A-5. 社会人の受入れ

①社会人の積極的な受入れについて

(1) A-5 の自己判定

「基準項目 A-5 を満たしている。」

(2) A-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では 2013 年度より社会人特別選抜入試を実施しており、継続的に社会人の受入れを行ってきた実績がある。2026 年度入学者選抜（2025 年度実施）においても、社会人の出願があり、2 人が入学している。こうした取組みは、社会人の学び直しニーズに対応した受け入れ体制を一定程度整えていることを示しており、社会人受入れに関する基準を満たしているものと考えられる【資料 A-5-1】【資料 A-5-2】。

<エビデンス集>

【資料 A-5-1】2026 年度青森大学入学者選抜ガイド

【資料 A-5-2】社会人入学者一覧

基準 B. 学生中心の大学

B-1. 学内体制・環境の整備

①学内組織体制の整備

②学生活動の促進支援

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-①学内組織体制の整備

本学では、基準 A で記した「地域とともに生きる大学」に加え、「学生中心の大学」を標榜している。このことを実現していくため、「青森大学における学生支援の方針」を定めてさまざまな支援の方向性を示すとともに、学長による令和 7 年度方針として「学生が輝く大学の構築」を掲げて活動推進を図っている【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】。

この方向性に基づき、従来から行なってきた学生委員会での学生生活支援に加えて、入学者選抜・継続支援管理委員会を設け、その下に各種部会・センターを置いて、入学から卒業まで一貫した支援を行える体制をとっている。入学者選抜・継続支援管理委員会の下には、アドミッション・ポリシーに基づく学生の受入れを行うための学生募集戦略部会、入学者選抜選考部会及び入学試験実施委員会、在学生を対象とした個別の支援を担当する離学者防止対策部会、学生相談・特別支援センター、学修支援センター及び薬学教育センター、留学生の支援も担当する国際交流センターを置いている。また、キャリア支援を担当するキャリア支援部会もこの委員会の下に置いている【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】。

広報においては、本学の特徴ある教育研究業績を社会に示していく活動を進めている。その中でも、教職員の活動のみならず学生の研究成果や地域貢献活動成果等を発信している。現在の広報体制は学園本部と本学の兼任体制となっているが、本学独自の広報体制を構築していく必要がある。

<エビデンス集>

【資料 B-1-1】青森大学における学生支援の方針

【資料 B-1-2】令和 7 年度の大学運営方針

【資料 B-1-3】青森大学学生委員会規程

【資料 B-1-4】青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程

B-1-②学生活動の促進支援

前項の体制のもと、学生の活動を促進させるために正課内外において様々なしくみを設けている。

授業科目においては、地域の活動に学生を参加・参画させ、体験を通して汎用的能力と専門知識の活用力を育成している。具体的には、基礎スタンダード科目群の地域創成科目として、必修の「地域貢献演習」を設け、全学生が実際の地域活動に関われるようにしている。「地域貢献演習」では、①毎年同じ教員が担当することによるテーマの深化と、②新たな教員が参加することによるテーマの発掘を進めている。また、薬学部以外の 3 学部で主体的に地域活動に取り組みたい学生を対象として、「キャリア特別実習Ⅰ～Ⅳ」を設け、学外の方々との交流や受講生間の相互交流によって協働・創発の場が構築されている。

これらに加えて、各学部の専門科目においてもゼミ科目を中心に、学生が学内活動や地域活動に参画できる環境を整備している【資料 B-1-5】【資料 B-1-6】。

部・サークル活動においては、一部の部において児童・生徒向けの指導を行なっている。また、学内の諸活動に学生を参画させることを活動目的の一つとしている部・サークルが存在している。

また、本学独自の活動として、学生の主体性を喚起し、自己実現へとつなげることを目的として、自己変革・自己覚醒・他者との交流を行う正課外活動を促進させるためのしくみ整備を進めている。教育・研究、地域貢献、学内交流増進、本学イメージアップのいずれかを目的とした学生の活動に対して、経費・人的サポートを行う「あおりんプロジェクト」【資料 B-3-2】では、13 件の応募があった。学内審査の結果 13 件ともに採択された。採択された各プロジェクトでは、その後の経過報告を経て成果報告会を開催した【資料 B-1-7】。

さらに、社会連携センターでは「地域貢献賞」の制度を設け、年に一度、申請された地域活動を審査し、表彰している【資料 B-1-8】。

こうした諸活動における学生の活動は、本学サイト上のニュース記事や本学後援会が発行している「青森大学だより」に掲載し、学内外に広く発信している。

<エビデンス集>

【資料 B-1-5】2024 年度教育課程表

【資料 B-1-6】「地域貢献演習」「キャリア特別実習Ⅰ～Ⅳ」シラバス

【資料 B-1-7】令和 7 年度「あおりんプロジェクト」資料

【資料 B-1-8】令和 7 年度「地域貢献賞」資料

B-2. 学生向け支援の実施

①学内外における活動

②広報活動

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-①学内外における活動

上に記したしくみを基として、令和 7 年度は以下の活動を実施した。

まず授業科目において、2 年次必修科目「地域貢献演習」では異なるテーマを掲げた 11 クラスに分かれて、地域に関する知識を深めたり、実際に現場で体験する活動を行った。クラスの中には、定期演奏会への参加、中高生グループワークのファシリテート、学外の教育実習拠点構築への参加、デジタルアーカイブ対象施設訪問、地域で活動されている方々との交流等、実体験を通じた汎用的能力と専門知識の活用力の育成を図っている活動も含まれている。

薬学部以外の 3 学部の学生を対象とした「キャリア特別実習」では、学内外の方々による地域や実務の説明や、行政機関・産業界のプロジェクト等への学生の参画を通じて、学生一人ひとりのキャリア醸成を図っている。2025 年度は、以下の組織の専門家・実務家の方々による説明が行われた。

- 青森労働局に関する講和・対話【青森労働局】
- 国勢調査【青森県統計分析課】
- 参院選について【青森県選挙管理委員会】
- 青森商工会議所における学生向け活動について【青森商工会議所】
- 青森ワッツをめぐって【青森スポーツクリエーション株式会社】
- JR 東日本新青森駅の活動について【JR 東日本】
- 青い森鉄道の活動について【青い森鉄道株式会社】
- JAF の活動について【日本自動車連盟 青森支部】
- みんなの経済新聞について【弘前経済新聞・青森経済新聞】
- 活動紹介【NPO 法人 あおもり若者プロジェクト クリエイト】

また、以下のプロジェクト等に学生が参画した。「参院選プロジェクト」の活動は、総務大臣表彰の受賞対象となった【資料 B-2-1】。

- 「青函みらい会議」【青森財務事務所・函館財務事務所】

- 参院選プロジェクト【青森県選挙管理委員会】
- 学生リポーター事業【青森県若者定着還流促進課】
- Aomori Groval Advance Project (AGAP): シンガポール国立大学生とのコラボ【むつ市】
- 青森春フェスティバル・合同学園祭【青森春フェスティバル実行委員会】

次に正課外活動に関して、本学には体育系・文化系のさまざまな部・サークル活動が行われているが、それらの中には学生たちが自身で学内活動を推進するものや、地域活動に積極的に関わっているものがある。例えば、AUCUS 部は「学生目線で青森大学の魅力を発信」することや「地域との連携活動にも積極的に取り組み、実践的な広報力の向上を目指す」活動を行っている。また、忍者部、青森大学ぬい撮り倶楽部、読み聞かせ部及び三味線部では、行事参加やイベント活動を通して、地域の方々とくに子ども向けに青森の文化発信・観光地情報の発信・異なる年齢の若者同士の関係強化の活動を行っている。学内活動の推進に関しては、CNC というサークルにおいて学内ネットワークの整備及び eduroam 環境の整備等を学生中心の活動として行っている。

上で述べた「あおりんプロジェクト」では、次の 13 件が採択され、それぞれ活動が進められた。採択されたテーマには、東京キャンパス 1 件及びむつキャンパス 2 件が含まれている。また、このプロジェクト申請を契機に結成されたグループもあるが、サークル活動やゼミ活動における移動費等に活用されているケースも見られる。

- A.G.7 (青大ガーデニング七号館前) プロジェクト～あたらしい青大を自分たちの手で～
- 手話でつむぐあおりん
- 東京キャンパス統計グラフ研究会
- 口腔内細菌叢の全身疾患への影響の検討
- 3D プリンター可能性追求プロジェクトⅢ
- ご当地キャラクターで地域振興
- 学生の学習環境の整備
- 読み聞かせで下北を盛り上げよう
- 子どもの居場所お助けプロジェクト
- 津軽線プロジェクト
- ぬい撮り郷土学習事業の展開
- Campus Dialogue Lab
- 「青森大学」ブランドの日本酒づくりプロジェクト

地域貢献賞には、地域に関わる活動を行った 12 団体より申請があり、審査の結果、最優秀賞には「3DQ『3D プリンターを活用した地域貢献』」、優秀賞には「青森大学読み聞かせサークル『読み聞かせによる地域貢献』」と「青森大学ぬい撮り倶楽部『ぬい撮りを活用した地域貢献』」が選ばれた。また、新人賞には「ご当地キャラクターで地域貢献プロジェクト」と「地域に飛び出し、地域と学ぶ、学生による SNS 発信プロジェクト」が選ばれた。

<エビデンス集>

【資料 B-2-1】 令和 7 年 7 月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙 総務大臣表彰名簿

B-2-②広報活動

学生の活動のいくつかは、本学サイト上のニュース記事や本学後援会が発行している「青森大学だより」に掲載し、学内外に広く発信している。

「青森大学だより」は 2023 年度より年に数回発行しており、2025 年度は 3 回発行した。第 12 号(7 月 6 日発行)では、4 学部より 1 名ずつの学生の活動を紹介した【資料 B-2-2】。第 13 号(9 月 22 日発行)では上記の「あおりんプロジェクト」採択について、また第 14 号(12 月 22 日発行)ではソフトウェア情報学部 4 年生の学外ポスター発表を紹介した【資料 B-2-3】【資料 B-2-4】。

<エビデンス集>

【資料 B-2-2】 青森大学だより 2025 年(令和 7 年)7 月号

【資料 B-2-3】 青森大学だより 2025 年(令和 7 年)9 月号

【資料 B-2-4】 青森大学だより 2025 年(令和 7 年)12 月号

基準 C. 研究活動の活性化と教育

C-1. 研究推進の基盤整備

①研究活動の活性化について

②研究支援の充実について

③外部研究費等の獲得について

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-①研究活動の活性化について

本学には本学の使命・目的及び教育研究目的等の実現のために必要とされる研究組織が整備されている。本学には、青森大学附属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）を柱に、脳と健康科学研究センター、青森ねぶた健康研究センターが設置されており、各教員は自分自身の研究に加えて、それぞれの研究所、研究センターに関連した研究を推進することができる環境が整っている。

総合研究所は、総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部の文系・理系の 4 学部の教職員で構成される本学の研究の基盤となる組織で、青森大学の建学の精神に基づき、地域社会の振興に資する研究等を推進している。総合研究所には、観光文化研究センター、SDGs 研究センター、比較環境思想研究センターの 3 センターがあり、それぞれの分野の研究を推進している。また、総合研究所は学内の研究成果等を公開するために「青

森大学付属総合研究所紀要」を毎年2回発行している【資料C-1-1】。

脳と健康科学研究センターは、本学と青森新都市病院との連携で設立された研究センターで、青森新都市病院の片山容一総長が脳と健康科学研究センターの所長として最新の脳科学研究を推進している。主に青森大学薬学部と青森新都市病院の医師等が中心に脳疾患、脳機能等に関する研究等を進めている。研究成果は毎年報告書として策定され、冊子としては研究内容が、高度に専門的な内容であるため限定的な関係機関等に配布している。また、本学ホームページで公開している【資料C-1-2】。

青森ねぶた健康研究センターは、免疫学の世界レベルで最先端の研究を行っている薬学部の瀬谷司教授が所長となり、文部科学省の日本医療研究開発機構(AMED)の癌分野及び感染症分野の研究に関わっているワクチン剤に使用されるアジュバント(免疫増強剤)を用いて新薬の開発までつなげていこうとしている研究である。この研究は、瀬谷教授が開発した、これまでに無い炎症反応を伴わない免疫増強剤(ARNAX)を用いて、非臨床研究で画期的な研究成果を創出している。現在、臨床試験に向けて準備が進められている。これまでの研究成果は、世界的に著名なジャーナル等に発表されている【資料C-1-3】【資料C-1-4】。

本学では、各教員が自主的に行っている研究を活性化するために研究者個人に分配される研究費があり、総合研究所、脳と健康科学研究センター及び青森ねぶた健康研究センターにおける研究に参画する等も含め、自分の研究を進めていくための環境が整っている【資料C-1-5】。

<エビデンス集>

【資料C-1-1】青森大学総合研究所規程

【資料C-1-2】青森大学脳と健康科学研究センター規程

【資料C-1-3】青森大学青森ねぶた健康研究センター規程

【資料C-1-4】青森大学ホームページ（総合研究所、脳と健康科学研究センター、青森ねぶた健康研究センター）

【資料C-1-5】個人研究費配分表

C-1-②研究支援の充実について

本学の専任教員については、インターネット環境、書架、事務机等を備えた個別の研究室を割り当てている。ソフトウェア情報学部及び薬学部の教員に対しては、実習や実験の利便性を考慮し、個別研究室の隣室や同じフロアに研究実験室を設置している。コピー機、大量印刷と冊子体作成・とじ作業が設定可能な高速デジタルカラー印刷機や裁断機等を備えた印刷室が2か所に整備されており、随時利用可能な状況にある。

教員の研究遂行にあたり利用される図書館のOPACはWEB上でも公開しており、横断検索機能も付されているため、自館の資料検索画面から、国立情報学研究所のCiNii Articles、CiNii BooksやPubMed、国立国会図書館のNDLサーチ等を即時に利用することが可能であり、情報収集のツールとしても活用されている【資料C-1-6】【資料C-1-7】【資料C-1-8】。

新たな外部研究資金獲得のために、2025年12月には、「みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム」(以下、「MASP」という。)に申請・採択され、年間およそ1,000万円の研究支援費を獲得した。また、MASPにおける研究成果を起業につなげることを目的

とした「みちのく GAP ファンド」に申請できるようになった。

<エビデンス集>

【資料 C-1-6】青森大学における研究活動に関する行動規範

【資料 C-1-7】青森大学科学研究費等公的研究費取扱規程

【資料 C-1-8】不正防止計画推進部署要項

C-1-③外部研究費等の獲得について

また、教育研究を推進するため、学内研究資金として青森大学教育研究プロジェクトが設定されており、学長裁量経費等から支援を行っている。2025 年度には全学・脳と健康科学研究センターに、学部における研究の特徴が打ち出せるように 4 学部を加えて合計 5 件に関する支援が行われた。これらの研究については、最終報告書が提出されている【資料 C-1-9】【資料 C-1-10】。このプロジェクトの研究計画書は、科研費への応募を奨励するために科研費応募に準じた書式を採用しており、外部資金への獲得に向け、申請や採択率の向上を目指している取組みでもある。過去 4 年間の外部研究費推移は以下のようになっている。

2022～2025 年度外部研究費推移（単位：千円）

2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
25,458	47,090	12,700	18,869

<エビデンス集>

【資料 C-1-9】2025 年度教育研究プロジェクト採択表

【資料 C-1-10】2025 年度科研等外部研究費採択状況

C-2. 青森大学付属総合研究所

①青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について

②青森大学付属総合研究所の充実について

(1) C-2 の自己判定

「基準項目 C-2 を満たしている。」

(2) C-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-2-①青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について

青森大学付属総合研究所規則には、総合研究所は、「人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、その成果を地域社会に還元し文化の向上と活性化に貢献することを目的とする。」とあり、下記の 10 項の業務を推進することとなっている。

(1) 地域社会の総合的問題に関する調査研究

(2) 研究紀要及び総研だより等の刊行

(3) 産・学・官の連携および交流と共同研究の実施

- (4) 調査および研究の成果の公表
- (5) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (6) 調査研究資料の収集、整理および保管
- (7) 総合研究所における図書、刊行物その他資料の公開および利用
- (8) 各種機関からの委託調査研究
- (9) 本学で実施される公的研究費を用いた研究に係る研究倫理及び不正防止等に関して
本学における研究活動が円滑に実施できるよう関連規程等の内容及び相互の整合性
などについて検討し、修正案等を不正防止計画推進部署に提案する。
- (10) その他総合研究所の目的に合致すると認められる事業

これらの研究を推進するために下記の3センターを置くとしており、総合研究所の趣旨・理念は明確化されている【資料 C-2-1】。

- (1) 観光文化研究センター
- (2) SDGs 研究センター
- (3) 比較環境思想研究センター

<エビデンス集>

【資料 C-2-1】青森大学附属総合研究所規程

C-2-②青森大学附属総合研究所の充実について

本学の研究の活動の更なる活性化のため、総合研究所が果たす役割の充実も必要な状況である。2020年度から総合研究所の所長は研究に関する不正防止計画推進部署の長を兼ねることとし、研究内容のみならず研究倫理及び不正防止に関する役割を担うこととなった。さらに2025年度には、安全保障輸出管理の機能を不正防止計画推進部署に加え、長を副学長が担う体制変更を行なった。また、同時に総合研究所に研究リポジトリ管理・運営の業務を追加した。これらの変更を通して、総合研究所の機能の充実を継続的に進めている【資料 C-2-2】【資料 C-2-3】。

総合研究所では、原則として月に一度「Café 総研」を開催し、教員が研究内容を紹介する活動を通して、研究分野の異なる研究者同士の共同研究を推進する場としている。

<エビデンス集>

【資料 C-2-2】青森大学研究費補助金等公的研究費不正防止計画推進部署要項

【資料 C-2-3】2025年度校務分掌

C-3. 研究活動の地域・教育への還元

①研究活動の地域への還元について

②研究活動の教育への還元について

- (1) C-3 の自己判定

「基準項目 C-3 を満たしている。」

(2) C-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-3-①研究活動の地域への還元について

地域に関する研究成果等は、総合研究所の研究紀要等で論文として発表されており、本学ホームページで公開されている【資料 C-3-1】。

また、教職員による研究活動を総研だよりとして毎年 4 回刊行し、本学ホームページでも公開している。

<エビデンス集>

【資料 C-3-1】青森大学総合研究所紀要

【資料 C-3-2】総研だより（本学ホームページ）

C-3-②研究活動の教育への還元について

総合研究所の SDGs 研究センターでは学生の教育と研究を両立させるスタンスで研究活動を進めている。学生が研究に参加することで実際の学びにつながる仕組みが構築されている。

観光文化研究センターでは、フィールドツーリズム等の研究・実装活動に学生が参加し、高い学習効果を上げている。

他にも、教職員が行なっている研究活動の中には正課内・外で学生が参画しているものもあり、研究活動が直接的に教育に還元されている。また、青森地域における社会調査等の実際のデータを「社会調査法」や「社会統計学」の教材として用いる等、研究成果が教育活動に生かされている【資料 C-3-2】。

基準 D. 教職課程

D-1. 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

①教職課題教育に対する目的・目標の共有

②教職課程に関する組織的工夫

(1) D-1 の自己判定

「基準項目 D-1 を満たしている。」

(2) D-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

D-1-①教職課題教育に対する目的・目標の共有

本学では学則第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、「青森大学教員養成課程規程」が施行されている。この規程は「青森大学教務委員会教職教育センター規程」に基づき設けられている「青森大学教職教育センター（以下「センター」という。）及び「青森大学教務委員会」において審議されて定められており、その第 2 条には本学の教員養成に対する理念、設置の趣旨として次のように明記されている【資料 D-1-1】【資料 D-1-2】【資料 D-1-3】。

(理念及び趣旨)

第2条 本学の教員養成に対する理念は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人間性豊かで幅広い知見を備えた教員養成
- (2) 教職に対する誇り、情熱、使命感を備えた教員養成
- (3) 生涯にわたり学び続ける教員養成

2 本課程の設置の趣旨は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各学部・学科及び本課程での学習を通じて身に付けた幅広い教養と高度で専門的な知識・技術を活かし、生徒の多様な将来設計を支援できる教員を育成する。
- (2) 本課程で学んだ知識・技術をもとに、教職に対する誇りと情熱および高い使命を自覚し、生徒に対する深い愛情と適切な理解で、生徒の人格形成および学ぶ力を伸ばす教育を実践できる教員を育成する。
- (3) 本学での教育を通じて修得した知識・技術をもとに、教育の不易と流行を見極めつつ不断の研修に励み、教員としての資質能力の向上を図り、社会の変化に柔軟に対応できる教員を育成する。

この規程は、他の規程等とともに事務局に備え置かれている規程集と全教職員がクラウド上で共有しているデジタル規程集にも保存されており、教職課程担当者のみならず、全教職員間で共有されている。教職課程を希望する学生に対しては説明会を開催するほか、教職課程が本格的に開始される1年次後期の段階で担当教員から説明がなされており、ホームページにも掲載されているため、学生および教職員はいつでも規程を確認することができる【資料D-1-4】【資料D-1-5】【資料D-1-6】。

<エビデンス集>

- 【資料D-1-1】青森大学学則
- 【資料D-1-2】青森大学教員養成課程規程
- 【資料D-1-3】青森大学教務委員会教職教育センター規程
- 【資料D-1-4】2025年度在学生ガイダンス日程
- 【資料D-1-5】2025年度1年教職ガイダンス日程
- 【資料D-1-6】令和7年度教職概論 教員免許取得について

D-1-②教職課程に関する組織的工夫

令和7年度のセンターの人員構成は、教員免許が取得できる3学部から研究者教員・学校現場での経験を有する教員が各1人以上配置されており、協働体制が構築されている。また、センターは教務委員会の下に設置されており、センター長は教務委員として毎回の委員会に出席することになっている。教務委員会は委員長を教員、副委員長を職員が務め教職協働の体制もとっている【資料D-1-7】。センター会議は今年度、全5回（オンライン会議3回、メール審議による会議2回）の会議が開催され、教職課程の在り方等について審議がされている【資料D-1-8】。

教職課程に関わる教員養成の目的、年次計画、本学の教職科目に関わる教員の紹介等は、毎年4月1日時点で最新の情報に更新して情報公開を行なっている。

センターに所属している教員は毎年、東北地区私立大学教職課程研究連絡協議会で実施している研修会に参加し、情報収集と資質の向上を図っている。事務職員に関してはオンライン勉強会に参加して、その内容は非常勤講師を含む関係教職員間で共有することとしている【資料 D-1-9】【資料 D-1-10】。

教職課程で使用する教室すべてにパソコンを設置しており、中にはグループワークもできるような教室もあるため、適切に整備されていると言える。また、感染症予防・防止の観点から、オンライン授業にも対応可能となっている。

毎年度作成している教職課程自己点検・報告書は、本学全体の自己点検・評価報告書の一部となっており、後者は本学ホームページにおいて公開されている【資料 D-1-11】。

<エビデンス集>

【資料 D-1-7】 令和 7 年度青森大学校務分掌

【資料 D-1-8】 令和 7 年度教職教育センター会議議事録

【資料 D-1-9】 東北地区私立大学教職課程研究連絡協議会開催通知

【資料 D-1-10】 オンライン勉強会開催通知

【資料 D-1-11】 青森大学の教職課程情報について（令和 7 年度）

D-2. 学生の確保・指導・キャリア支援

①教職を担うべき適切な学生の確保

②教職へのキャリア支援

(1) D-2 の自己判定

「基準項目 D-2 を満たしている。」

(2) D-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

D-2-①教職を担うべき適切な学生の確保

本学では、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れ方針を設定し、公表している。

「青森大学教員養成課程規程」の改訂により、令和 5 年度の入学生より、半期の GPA が 2.5 未満の学生に対し、1 回目は警告の意味を込めて該当学生の学習アドバイザーが面談を行い学習への意欲向上を促している。2 期連続の場合は、翌期の教職に関する科目の履修を制限している。学生が継続的にモチベーションを維持することを目的としている【資料 D-2-1】。

また、本学では教職課程履修学生の人数上限を設けてはいないが、履修上の基準設定により受講者は常に 30 人以下の小人数であり、担当教員の指導がしっかり行き渡るようになっている。

<エビデンス集>

【資料 D-2-1】 青森大学教員養成課程規程

D-2-②教職へのキャリア支援

青森県教育委員会から教員採用試験に関する情報を取り寄せ、希望する学生に対しては情報提供している。教員採用試験に関する支援(書類作成、面接指導等)は、各教職課程担当教員やキャリア支援課等にて実施している【資料 D-2-2】。

また、学校教育現場で経験のある教員が、経験を基に授業力強化のための指導を行っていることに加え、教員採用試験の受験が確定する3年次に、前期開始時の教職ガイダンスや後期から始まる「教育実習Ⅰ」の授業内で、履修カルテを用いて学生一人一人の成績チェック・履修指導を行っている【資料 D-2-3】【資料 D-2-4】。

さらに、一次試験合格者1人に対して、二次試験の準備のための個別指導を行ったが、採用にはならなかった。

その他、公立・私立に関わらず教員採用試験に関する情報はキャリア支援課から情報を提供し学生への周知を行っている。

<エビデンス集>

【資料 D-2-2】模擬授業実施教科シラバス

【資料 D-2-3】「教育実習Ⅰ」シラバス

【資料 D-2-4】履修カルテ様式

D-3. 適切な教職課程カリキュラム

①教職課程カリキュラムの編成・実施

②実践的指導力養成と地域との連携

(1) D-3 の自己判定

「基準項目 D-3 を満たしている。」

(2) D-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

D-3-①教職課程カリキュラムの編成・実施

教職課程のカリキュラムは、教務委員会の下に置かれている教職教育センターが主導で教職課程の教育課程案を策定し、教務委員会を通して総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部の教授会審議を経て、最終的には年度ごとに大学運営会議に諮られ決定される。決定された教職課程のカリキュラムは学部ごとの教育課程に関連部分のみが組み込まれており、当該学部の学生が教職課程を履修する場合、参照できるようになっている。各年度の始まりには、教務オリエンテーションが行われ、教職は別途特別な説明を行なっている。教員養成課程規程の中に履修モデルが掲載されており、十分な情報が記載されていることから、オリエンテーションを欠席してもわかるようになっている。加えて、質問があれば、教職課程科目を担当している教職員にいつでも質問・相談できる体制となっている。非常勤教員については、一部教職科目を担当するにあたって資料等を配布してオリエンテーションを行っている【資料 D-3-1】【資料 D-3-2】。

教職課程における ICT の活用等に関する学修は、教育方法学の一部で実施することとしている。教育方法学では、ICT 機器の操作方法だけでなく、ICT を活用して主体的・対話

的で深い学びを実現する授業設計、学習評価、個別最適な学び、情報モラル、生成 AI の適切な活用などを理解し、実践できる教員としての指導力を身に付けられるよう、講義が展開されている【資料 D-3-3】。

なお、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」（憲法、体育、情報機器の操作に関する科目等）は、主に青森大学基礎スタンダード科目で開講されている。

<エビデンス集>

【資料 D-3-1】青森大学教職課程・履修モデル

【資料 D-3-2】2024 年度教職教育センター会議議事録

【資料 D-3-3】「教育方法学」シラバス

D-3-②実践的指導力養成と地域との連携

4 年次に開講されている「教職実践演習（中・高）」では、実際の学校教育に携わっている実務者及び教育委員会において学校教育を指導している立場の方を必要に応じてゲストスピーカーとして招聘して講義等の担当をお願いしている【資料 D-3-4】。また、本学は、青森県教育委員会と包括的連携協定を締結していることから、県内公立学校とは実務的な学修を進めやすい関係にある。

毎年 2 回教職員研修会を開催し、教育内容や教育方法について研修を実施しており、夏季教職員研修会では探究学習と関わりのある本学機能強化プロジェクトを、冬季教職員研修会では高大連携の事例報告を行い、教員養成に係る教育の質の向上に努めている【資料 D-3-5】【資料 D-3-6】。

ICT を活用した教育実践の力量形成に向けて、ICT 機器が常設されている教室及びグループワーク等の活動ができる環境の教室において、模擬授業の実践を行い授業の指導力の向上に努めている。

<エビデンス集>

【資料 D-3-4】「教職実践演習（中・高）」シラバス

【資料 D-3-5】令和 7 年度夏季教職員研修会 次第

【資料 D-3-6】令和 7 年度冬季教職員研修会 次第

基準 E. データサイエンス・AI リテラシープログラム

E-1. データサイエンス・AI リテラシープログラムの質・履修者数の向上

①学生に寄り添ったプログラムの展開

②履修者数の向上に向けた点検・評価方法の確立とその運用

(1) E-1 の自己判定

「基準項目 E-1 を満たしている。」

(2) E-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

E-1-①学生に寄り添ったプログラムの展開

本学では、2022 年度よりデータサイエンス・AI リテラシープログラム（以下「本プログラム」という。）を開始した。また、2023 年度には文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」に本プログラムを申請し、リテラシーレベルとして認定された。

本プログラムは全学部学生が履修でき、「情報社会と情報倫理」（全学部共通）に加え、「情報の集計・分析」（総合経営学部、社会学部及び薬学部）または「情報リテラシー」（ソフトウェア情報学部）が対象科目として指定されている。

本プログラムの学修成果は、「社会におけるデータ・AI 利活用に関する知識・技能を用いてデータを適切に読み解く能力を身に付け、就職等社会に出てから仕事等で活用するための基礎体力を醸成する」と規定している。

学修成果の点検・評価には、(a)学修成果、(b)学生の内容の理解度、(c)後輩等他の学生への推奨度、(d)教育プログラム修了者の進路、活躍状況、企業等の評価及び(e)産業界からの視点を含めた教育プログラム内容・手法等への意見といった観点を用いる。また、(f)数理・データサイエンス・AI を「学ぶ楽しさ」「学ぶことの意義」を理解させることや(g)内容・水準を維持・向上しつつ、より「分かりやすい」授業とすることもねらう【資料 E-1-1】。

(a) 学修成果

学修成果に関して、選択科目である「情報社会と情報倫理」では成績評価の加重平均が 2.27 となり、2024 年度の 2.31 とほぼ同水準であった。履修者 252 名のうち S 評価が 46 名にとどまる一方で B 評価が 81 名と最も多く、評価が中位に集まる傾向が続いている。「情報の集計・分析」では、加重平均が 2.35 となり、2024 年度の 2.39 よりやや低い状況となった。「情報リテラシー」は加重平均が 2.38 となり、2024 年度の 2.39 よりやや低い状況となった。理由の一つとして、不合格(D や N)の人数が 41 名から 28 名に減少したことがあげられる。

(b) 学生の内容の理解度

2024 年度と同様に、授業評価アンケートの「授業の内容は理解できましたか」という項目を用いて、「情報社会と情報倫理」の学部別平均値および前年度からの推移を確認することで、理解度を確認した。なお、この質問の回答は 1 から 4 までの 4 つのうちから選択する形式となっており、4 がもっとも理解できたことを示している。

2025 年度の学部別平均値は、総合経営学部 3.59、社会学部 3.62、ソフトウェア情報学部 3.75、薬学部 3.57 であり、4 学部すべてで 3.5 を上回った。学部別平均値が 3.29～3.71 と幅のあった 2024 年度と比べて学部間のばらつきが縮小し、全体平均値も 3.52 から 3.64 へ上昇している。ただし薬学部は回答者が 7 名と少ないため、2026 年度以降も継続的に確認する必要がある【資料 E-1-2】。

(c) 後輩等他の学生への推奨度

(b) と同じく、授業評価アンケートの結果を用いた。「この授業を通じて興味が高まりま

したか」という項目を用いて、「情報社会と情報倫理」の学部別平均値および前年度からの推移を確認することで、推奨度を確認した。なお、この質問の回答は1から4までの4つのうちから選択する形式となっており、4がもっとも興味が高まったことを示している。

2025年度の学部別平均値は、総合経営学部 3.64、社会学部 3.62、ソフトウェア情報学部 3.75、薬学部 3.43 であり、全体平均値は2024年度の3.53から3.64へ上昇した。とくに2024年度に平均値が低かったソフトウェア情報学部が3.30から3.75へ大きく改善している。合わせて、薬学部は回答者が7名と少ないため、こちらも2026年度以降も継続的に確認する必要がある。

(d) 教育プログラム修了者の進路、活躍状況、企業等の評価

本プログラムは、基本的に2022年度以降の入学向けに実施しており、2025年度末に2022年度入学者が卒業年次を迎えた段階である。修了者の進路については今後調査する予定である。また、企業等の評価についても、「インターンシップ」等で企業と関わっている学生が少ないこともあり、評価は寄せられていない。

本プログラムを修了した学生を含め、全学的にデータに基づいた課題解決やAIの活用を行っている様子が感じられるものの、本プログラムがどの程度影響しているかは直接確認しておらず、学内での活躍状況も限定的であると考えている。

(e) 産業界からの視点を含めた教育プログラム内容・手法等への意見

以前は、本学の活動を紹介する冊子を配布した際にアンケートを実施し、学外の方々からの意見を集めてきた。2025年度は、教育課程全般を含めたご意見をいただくためにむつ市役所の方とのヒアリングの機会を設けた。この中で、当該プログラムに関する説明も行い、ご意見等をいただいた。

(f) 数理・データサイエンス・AIを「学ぶ楽しさ」「学ぶことの意義」を理解させること

「情報社会と情報倫理」の授業評価アンケートにおいて、「授業内容や授業方法は、シラバスに沿って適切に行われていましたか」という設問に対して、全体平均値が3.64であり、2024年度の3.85より低下したものの、引き続き高い水準を維持している。また、「この授業を通じて興味が高まりましたか」という設問の全体平均値は3.64であり、2024年度の3.53より上昇した。なお、この質問の回答も1から4までの4つのうちから選択する形式となっており、4がもっとも適切性が高かったことを示している。

一方、2025年度の自由記述回答は4件と少なく、授業内容そのものへの言及は寄せられなかった。設備面について「授業が始まるのに時間がかかることがあった（プロジェクターなど）」という意見が寄せられており、次年度の改善点としたい。

(g) 内容・水準を維持・向上しつつ、より「分かりやすい」授業とすること

やや間接的ではあるが、「情報社会と情報倫理」の授業評価アンケートにおいて、「教材（板書、スライド（パワーポイント等）、配布等を含む）は授業を理解する助けになりましたか」という設問に対して、全体平均値が3.66であり、2024年度の3.75との変化はほぼ見られなかった。

なお、2025 年度前期より授業評価アンケートの様式が変更され、「授業全体の中で、アクティブラーニングが活用されていましたか」の設問が廃止された。そのため本年度は「授業の内容は理解できましたか」という設問を代替指標として用いた。その平均値は 3.64 であり、2024 年度の 3.52 より上昇した。これらの回答においても、4 がもっとも高い評価である。

これらのことから、内容・水準はシラバスに沿って維持しつつ、学生の理解度は前年度より向上しており、分かりやすい授業を実施していると考えられる。

以上の項目を含め、教務委員会で自己点検・評価を行なった。

学修成果の点検・評価を教務委員会で行うとともに、その結果(概要)等を翌年度科目担当予定教員に伝え、教育内容・方法及び学習指導にフィードバックした【資料 E-1-3】【資料 E-1-4】【資料 E-1-5】。

<エビデンス集>

【資料 E-1-1】2025 年度「データサイエンス・AI リテラシープログラム」について

【資料 E-1-2】授業評価アンケート結果（2025 年度前期、基礎スタンダード科目群）

【資料 E-1-3】2025 年度第 5 回教務委員会議事録

【資料 E-1-4】2025 年度第 11 回教務委員会議事録

【資料 E-1-5】2025 年度「データサイエンス・AI リテラシープログラム」自己点検・評価資料

E-1-②履修者数の向上に向けた点検・評価方法の確立とその運用

本プログラムは、2022 年度より運用を開始し、履修者数は 2024 年度に一時的に減少したものの、2025 年度は大きく増加している。また、各学年の履修者確保については、プログラム対象科目のうち唯一の選択科目である「情報社会と情報倫理」の履修者を増やすことが必要となるため、このことを踏まえて新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスにおいて学生に周知する等の対応をとっている【資料 E-1-6】。

定期的に(a)本プログラムの履修・修得状況を集計し、(b)全学的な履修者数、履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況を確認しながら、必要に応じて改善に向けた取組みを進めている。

(a)プログラムの履修・修得状況

2025 年度の全学履修者数は 252 名で、履修率は約 21%であった。数・率とも 2024 年度（145 名、12.04%）よりも大きく増加している。修得状況についても、2025 年度の修了者数は 165 名で、2024 年度の 95 名よりも増加している。本プログラムが開始された 2022 年度からの累計修了者数は 525 名となり、2025 年度在学生全体に対して約 44%であった。

(b)全学的な履修者数、履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況

プログラム申請時の計画では 2024 年度の履修率は 60%と設定したが、まだ学年進行中のため累計修了率は約 44%にとどまっている。一方、本プログラムの対象としている科目は

いずれも 1 年生向けに開講しており、1 年生全体 297 名に対する履修率は 61.9%と、2024 年度の 36.7%から大きく改善した。新入生オリエンテーション等でプログラムを修了する メリット等を周知してきた成果と考えられ、引き続き履修率向上に向けた改善策を教務委員会 で検討している【資料 E-1-7】。

<エビデンス集>

【資料 E-1-6】2025 年度オリエンテーション・ガイダンス配布資料

【資料 E-1-7】データサイエンス・AI リテラシープログラム履修者数(2025 年度)